

第3次男女共同参画プランおおの

令和5年3月

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
I プラン策定の趣旨	1
II プランの位置づけ	1
III 策定の背景	2
IV プランの期間	5
V SDGsと大野町の取り組みについて	5
第2章 大野町の現状と課題	6
I 統計資料からみる現状	6
II アンケート調査からみる現状	17
III 課題	40
第3章 プランの基本的な考え方	44
I プランの基本目標	44
II プランの重点目標	45
III プランの体系	46
第4章 プランの内容	47
I. 男女がともに参画できる社会実現のための意識づくり	47
1. 男女共同参画の意識の普及・啓発	47
2. 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実	49
3. 人権を尊重する意識の確立	50
II. 男女がともに充実した職業生活を送ることができる環境づくり	52
1. 就労の場における男女共同参画の推進	52
2. 多様なライフスタイルに対応した働き方の推進	54
III. 男女がともに活躍できる地域社会づくり	57
1. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	57
2. 地域活動における男女共同参画の推進	58
3. 国際化社会への環境整備	60
IV. 男女がともに健やかに安心して暮らせるまちづくり	61
1. あらゆる暴力の根絶	61
2. 生涯を通じた健康の保持と促進	64
3. 防災・復興における男女共同参画の推進	67
第5章 プランの推進	68
I 評価指標	68
II 計画の進行管理	69
III 推進体制	69

第1章 プラン策定にあたって

I プラン策定の趣旨

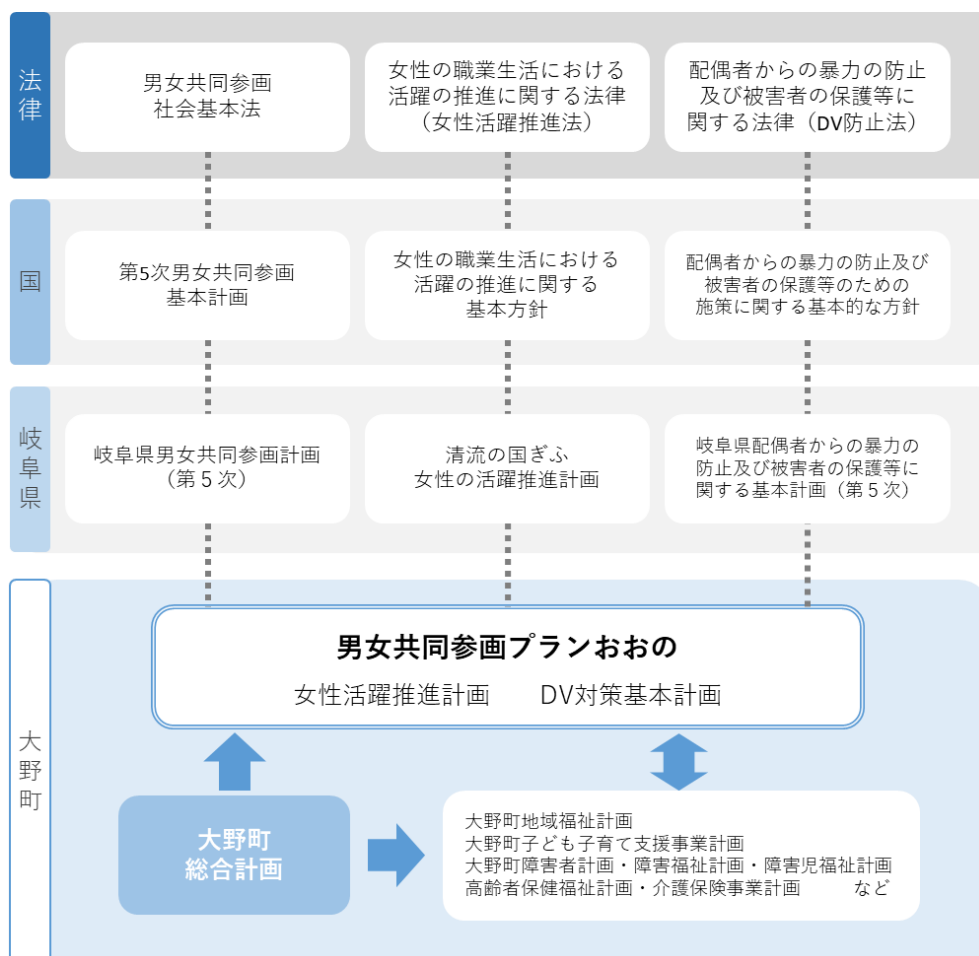
近年、新型コロナウイルスの感染拡大や、少子高齢化の進行、国際化、情報通信の高度化等私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。また、人々のライフスタイルや就業形態などの働き方、個人の価値観の多様化が進んでいます。

「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識によって、誰一人として差別をされたり、行動や考え方、生き方の制約をされることなく、互いの人権を尊重しあい、対等な立場で社会のあらゆる場面で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

国においては、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女平等の実現に向けた取り組みが進められてきました。

大野町においても、総合的かつ計画的に男女共同参画社会を実現するために「男女共同参画プランおおの」を 2003（平成 15）年 3 月に策定し、プランの見直しを行いながら、取組を推進してきました。2023（令和 5）年 3 月に第 2 次プランの計画期間が終了することから、新たに「男女共同参画プランおおの」を策定することとしました。

II プランの位置づけ



Ⅲ 策定の背景

(1) 世界の動き

現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きは、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」に本格的に始まりました。

1979（昭和 54）年に、政治的・経済的・社会的等における女性へのあらゆる差別の撤廃と、男女同一の権利の確保を目的とした、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（通称「女子差別撤廃条約」）が採択され、世界女性会議等の国際会議と連動して進められてきました。

2015（平成 27）年 9 月には、先進国と開発途上国が共に取組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）から成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。17 の目標の中には、「ゴール 5. ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

(2) 国の動き

国では、1999（平成 11）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、同法に基づく基本計画として、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、5 年ごとに見直しが行われています。また、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「配偶者暴力防止法」等、関連する法制度の整備を行う等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

2015（平成 27）年 8 月には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年 12 月には、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍等に視点を置いた「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018（平成 30）年 5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

2020（令和 2）年 12 月には、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 岐阜県の動き

岐阜県では、男女共同参画社会の実現に向けて、2003（平成 15）年 10 月 9 日、岐阜県議会において、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が可決され、同年 11 月 1 日から施行されました。この条例に基づき「岐阜県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを進められてきました。2019（平成 31）年 3 月には「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」を策定し、女性だけでなく男性も、様々な分野に参画でき、豊かな生活を実現するために取組が行われています。

年		世界	日本	岐阜県	大野町
1999	平成11		「男女共同参画社会基本法」成立	「ぎふ男女共同参画プラン」策定	
2000	平成12	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「ストーカー規制法」成立※1 「男女共同参画基本計画」策定	「女性に対する暴力に関する調査」実施	女性政策係設置 「男女共同参画社会推進に関する意識調査」実施
2001	平成13		「DV防止法」※2成立		
2002	平成14			「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	大野町男女共同参画プラン推進委員会発足
2003	平成15		「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」成立	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布、施行	「男女共同参画プランおおの」策定
2004	平成16		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正※3	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 「岐阜県男女共同参画計画」策定	
2005	平成17	第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定		
2006	平成18		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」決定 「男女雇用機会均等法」改正※4	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007	平成19		「DV防止法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定	「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
2008	平成20				「男女共同参画プランおおの改訂版」策定
2009	平成21		「育児・介護休業法」改正	「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	
2010	平成22	第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011	平成23				
2012	平成24			「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	「男女共同参画社会推進に関する意識調査」実施
2013	平成25		「DV防止法」改正 「ストーカー規制法」改正		「第2次男女共同参画プランおおの」策定
2014	平成26		「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定 「リベンジポルノ被害防止法」成立※5	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定	

年		世界	日本	岐阜県	大野町
2015	平成27	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	「女性活躍推進法」成立※6 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以降毎年策定)		
2016	平成28	G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)に合意」	「育児・介護休業法」改正 「男女雇用機会均等法」改正	「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」策定	
2017	平成29		「働き方改革実行計画」の策定 「SDGsアクションプラン2018」策定(以降毎年策定) 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		
2018	平成30		「働き方改革関連法」成立※7 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 「セクシャル・ハラスメント対策の強化について」策定 「人づくり革命 基本構想」策定(人生100年時代構想会議)		
2019	平成31/ 令和元		「女性活躍推進法」改正 「DV防止法」改正	「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第4次)」策定	
2020	令和2	第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」(ニューヨーク) 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」(ニューヨーク)	「災害対応力を強化する女性の視点」策定※8 「第5次男女共同参画基本計画」策定		
2021	令和3				
2022	令和4			岐阜県男女共同参画計画(第4次)中間見直し	「男女共同参画社会推進に関する意識調査」実施

※1 ストーカー行為等の規制等に関する法律 ※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※3 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※4 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※5 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 ※6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※7 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

※8 災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

IV プランの期間

計画期間は、2023（令和5）年度～2033（令和15）年度の10年間とします。

ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとしてします。

H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/ R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	
第2次男女共同参画プランおおの																				
											第3次男女共同参画プランおおの									

V SDGsと大野町の取り組みについて

SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画におきましては、「5. ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、関連する目標の実現をめざしていきます。



第2章 大野町の現状と課題

I 統計資料からみる現状

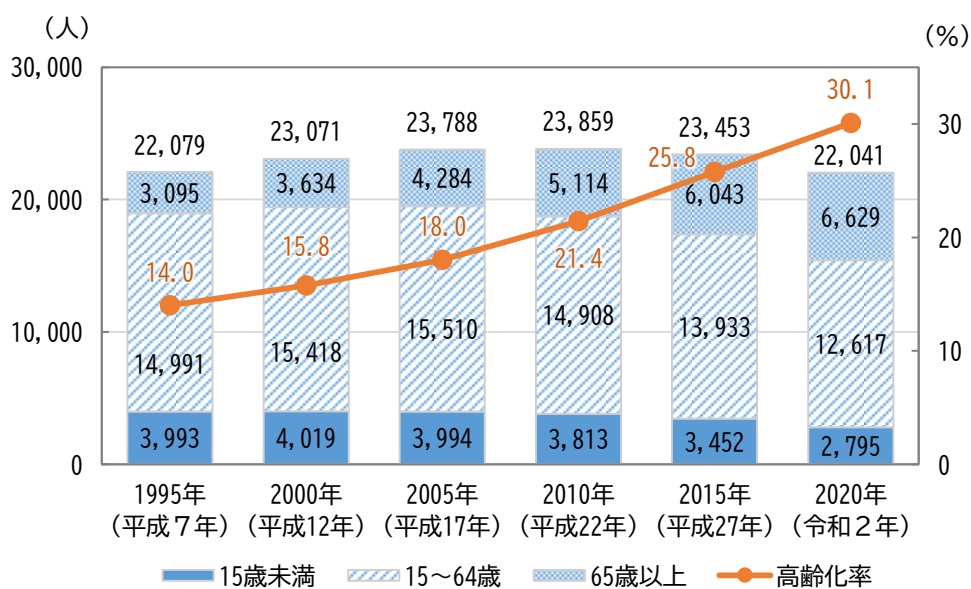
1. 人口

(1) 大野町の人口と高齢化率

大野町の総人口は、2020年の国勢調査によると22,041人となっており、2010年以降減少傾向にあります。

15歳未満の人口は2000年以降、15～64歳の人口は1995年以降に減少に転じている一方で、65歳以上の人口は増加し続けており、2020年の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、30.1%となっています。

図表 1-1 大野町の年齢3区分別人口と高齢化率の推移



出典：国勢調査

(2) 人口ピラミッド

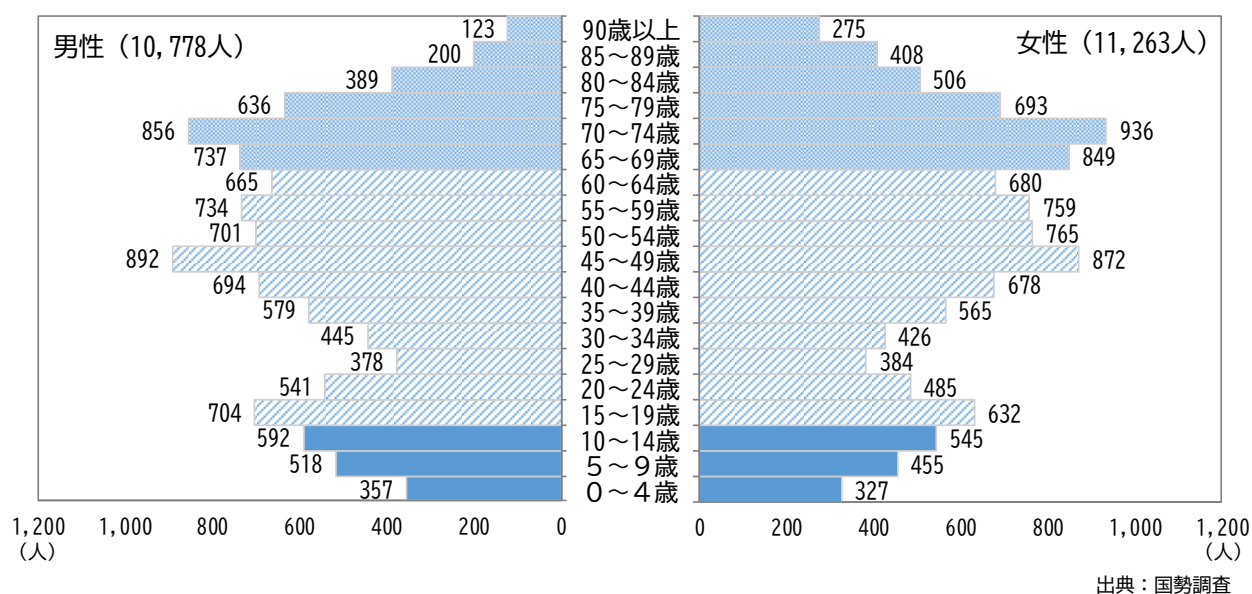
2020年の人口は、団塊の世代が含まれる70～74歳の層と、団塊ジュニア世代が含まれる45～49歳の層が、男女ともに多くなっています。

2020年と2000年の人口ピラミッドを比べると、男女ともに60歳以上の層が増加し、特に男性の75歳以上、女性の85歳以上は大幅な増加となっています。また、0～9歳、20～39歳の層で男女ともに大幅な減少となっています。

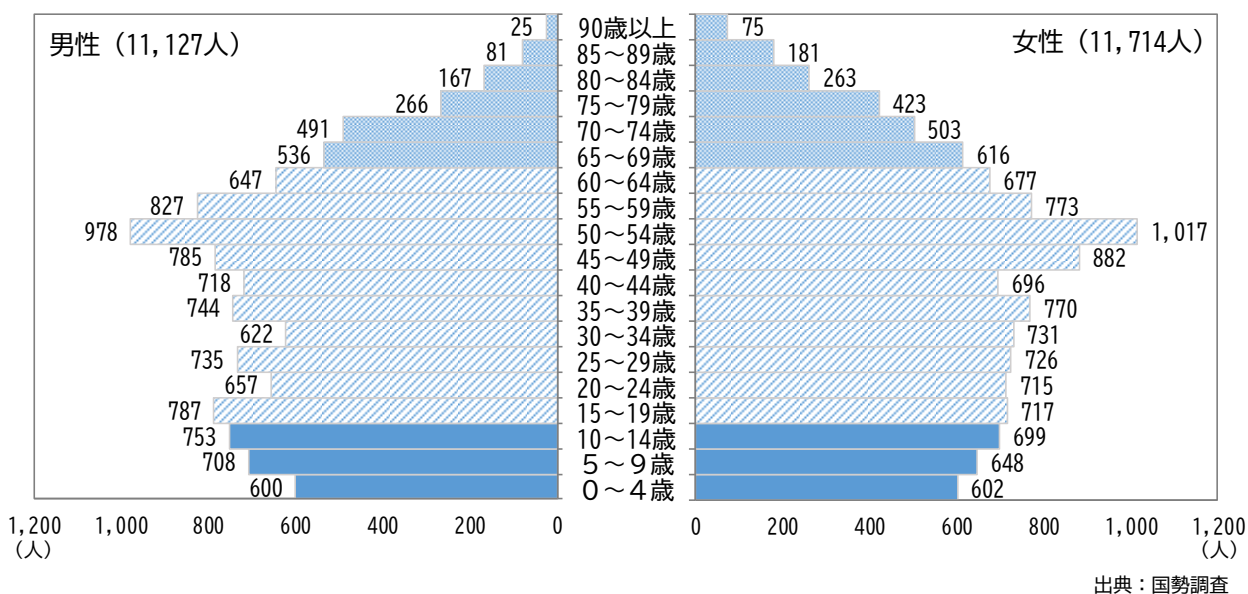
性別にみると、80歳以上は女性が男性を大きく上回っています。

図表 1-2 大野町の人口ピラミッド

【2020年】



【2000年】

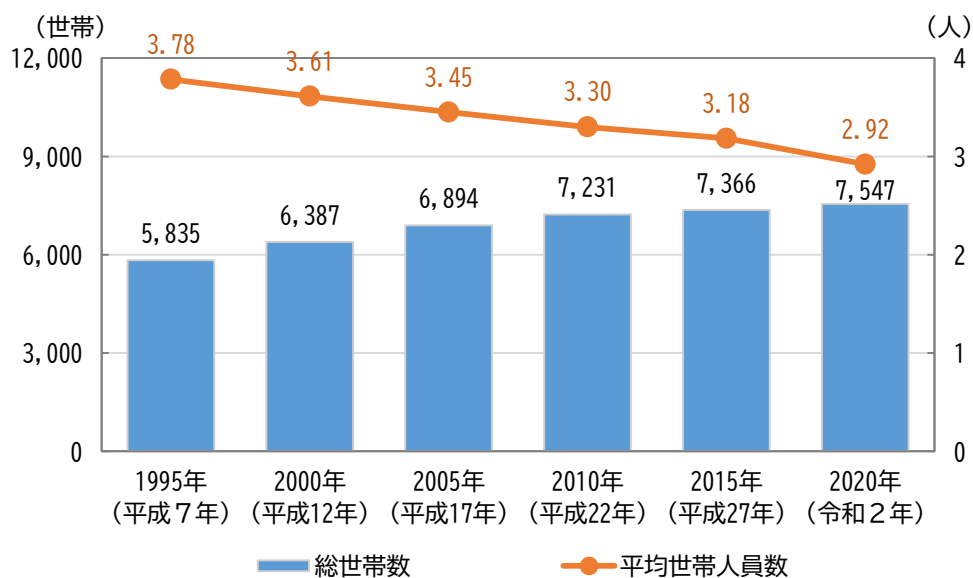


2. 世帯の状況

(1) 総世帯数及び平均世帯人員数

2020年の総世帯数は7,547世帯となっており、年々増加を続けています。
平均世帯人員数は減少傾向にあり、2020年には3人を下回っています。

図表 1-3 大野町の世帯数及び平均世帯人員数の推移

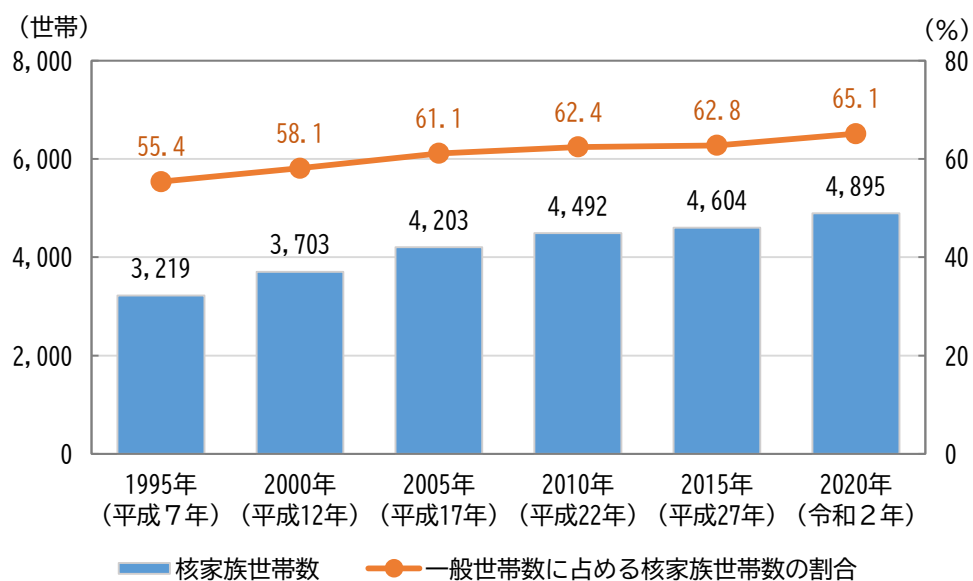


出典：国勢調査

(2) 核家族世帯数及び一般世帯数に占める核家族世帯数の割合

2020年の核家族世帯数は4,895世帯となっており、年々増加を続けています。
一般世帯数に占める割合も上昇傾向にあり、2020年は65.1%となっています。

図表 1-4 大野町の核家族世帯数及び一般世帯数に占める核家族世帯数の割合の推移

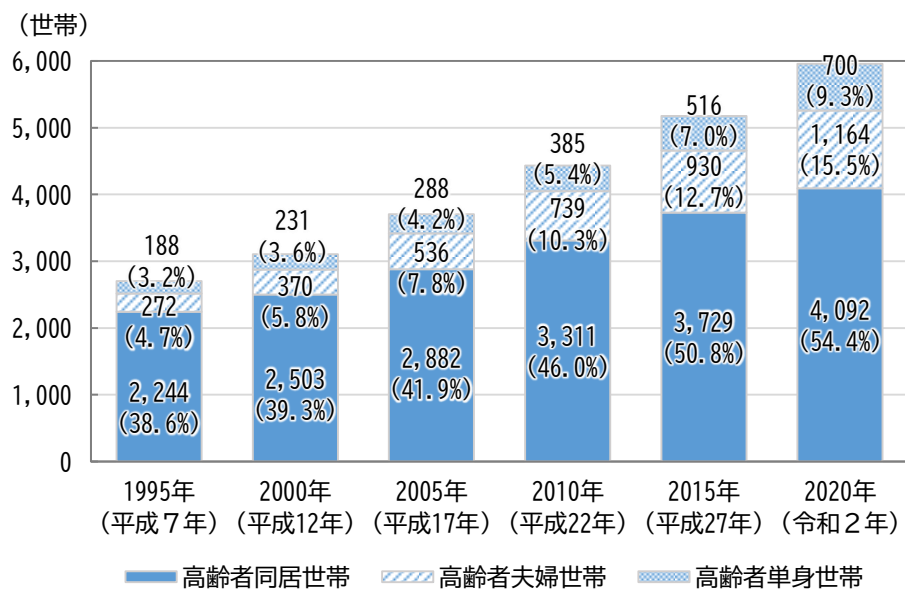


出典：国勢調査

(3) 高齢者のいる世帯

2020年の高齢者のいる世帯数は5,956世帯となっており、25年間で2倍以上に増加しています。一般世帯数に占める割合も、高齢者同居世帯は約1.4倍、高齢者単身世帯および高齢者夫婦世帯は約3倍と大幅に増加しています

図表 1-5 大野町の高齢者のいる世帯数の推移



注：高年齢者夫婦世帯は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

※ () 内は、一般世帯数に占める割合

出典：国勢調査

3. 少子化の状況

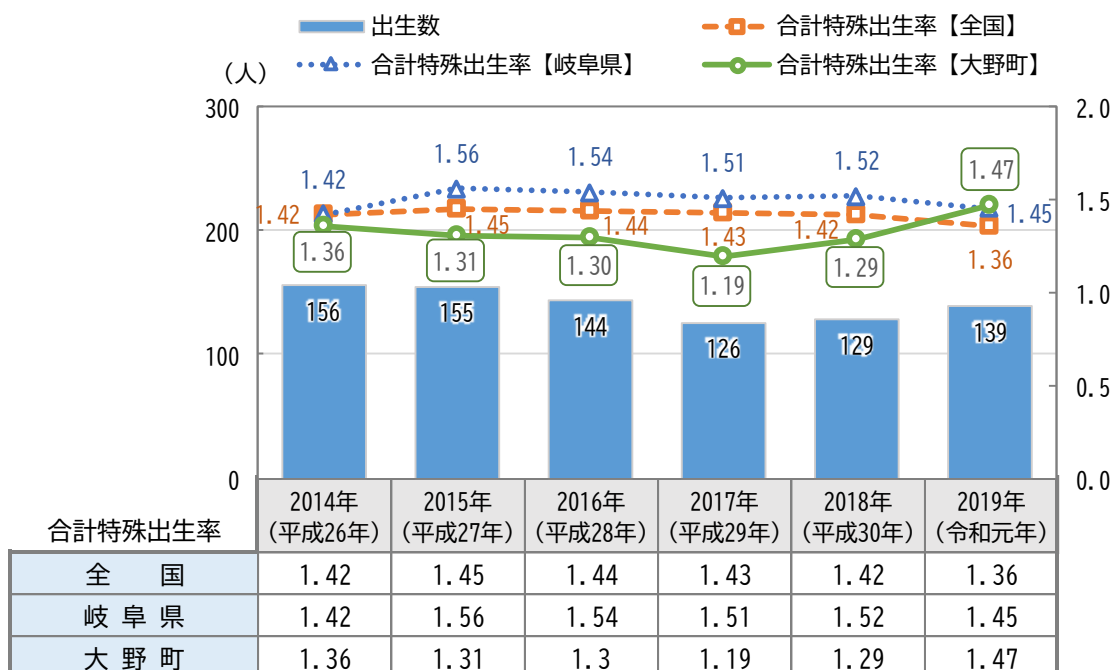
(1) 出生数・合計特殊出生率

2019年の出生数は139人となっています。2017年までは減少傾向でしたが、その後は緩やかな増加に転じています。(図表1-6)

本町の合計特殊出生率は、全国・岐阜県を下回っていましたが、2019年は1.47と全国・岐阜県を上回っています。(図表1-6)

母親の年齢別にみると、25～34歳が全体の約6～7割を占めていますが、30歳代の割合が減少傾向となっています(図表1-7)。

図表 1-6 大野町の出生数、全国・岐阜県・大野町の合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）、西濃地域の公衆衛生

(注) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

図表 1-7 大野町の母親の年齢階級ごとの出生数および構成比の推移

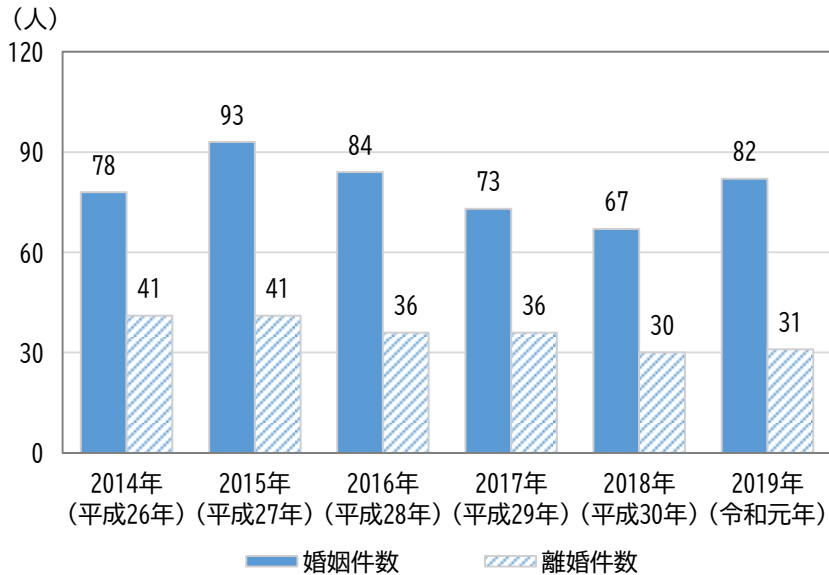
母親の年齢	2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)	出生数 (人)	構成比 (%)
15～19歳	3	1.9	1	0.6	1	0.7	2	1.6	2	1.6	4	2.9
20～24歳	18	11.5	11	7.1	10	6.9	15	11.9	11	8.5	15	10.8
25～29歳	40	25.6	47	30.3	47	32.6	30	23.8	46	35.7	46	33.1
30～34歳	59	37.8	66	42.6	51	35.4	44	34.9	45	34.9	45	32.4
35～39歳	30	19.2	24	15.5	29	20.1	30	23.8	21	16.3	23	16.5
40～44歳	5	3.2	6	3.9	6	4.2	5	4.0	4	3.1	6	4.3
45～49歳	1	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	156	100.0	155	100.0	144	100.0	126	100.0	129	100.0	139	100.0

出典：西濃地域の公衆衛生

(2) 婚姻・離婚件数

2019年の婚姻件数は82件となっており、2015年以降の減少傾向から増加に転じました。離婚件数は、緩やかな減少傾向となっています。

図表 1-8 大野町の婚姻・離婚件数の推移

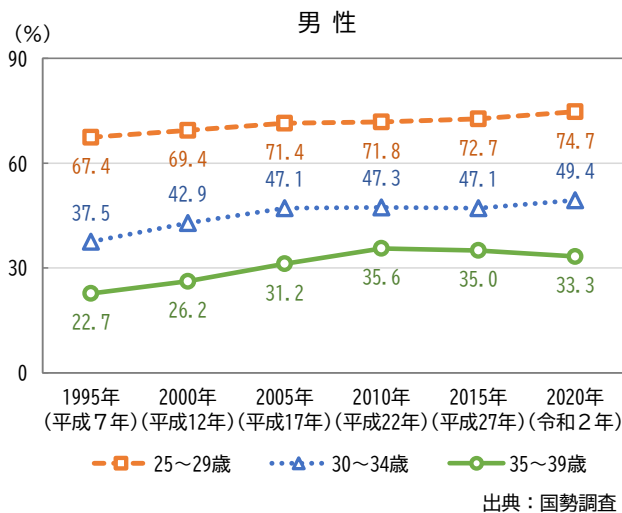


出典：西濃地域の公衆衛生

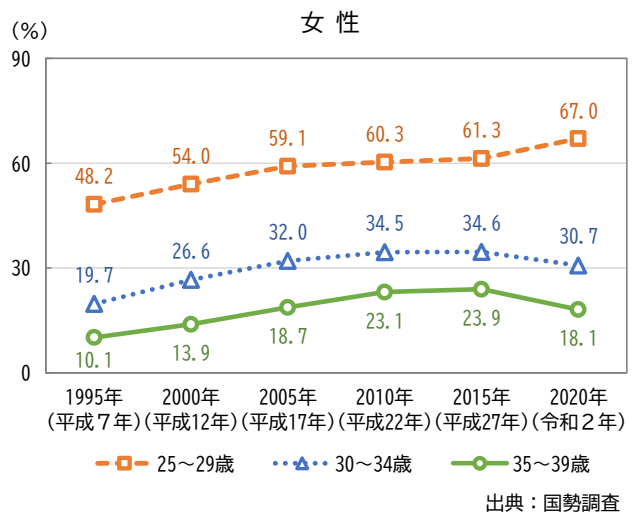
(3) 未婚率

男女ともに未婚率は緩やかに上昇してきており、晩婚化・未婚化が進んでいます。男女ともに25～29歳の未婚率は年々上昇を続けていますが、2020年の男性の35～39歳、女性の30歳代の未婚率は低下に転じています。

図表 1-9 大野町の年齢別未婚率の推移



出典：国勢調査



出典：国勢調査

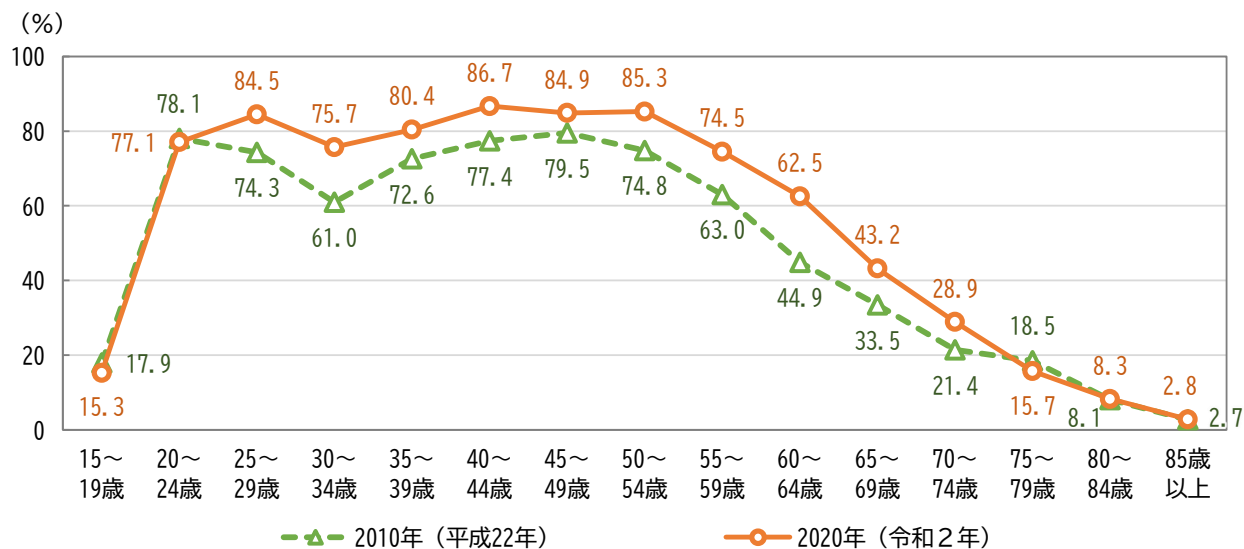
4. 就業の状況

(1) 女性の年齢階級別労働力率

女性の労働力率※は、結婚や出産の時期にあたる年代に一度降下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線を描いていますが、2010年から2020年にかけて、M字カーブは緩やかになってきています。

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

図表 1-10 大野町の女性の年齢階級別労働力率の推移

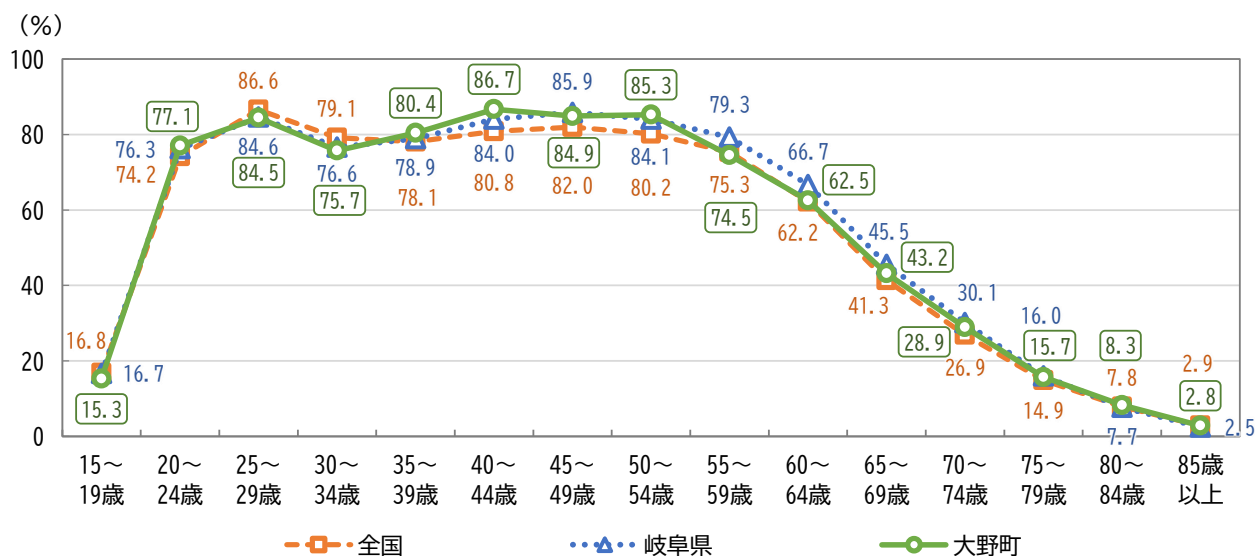


出典：国勢調査

(2) 女性の労働力比較（全国、岐阜県、大野町）

2020年の本町の女性の労働力率を全国・県と比較すると、40～44歳・50～54歳で国より5～6ポイント程度高くなっている一方、55～64歳では県より4～5ポイント程度低くなっています。

図表 1-11 女性の年齢階級別労働力率の比較（全国・岐阜県・大野町）

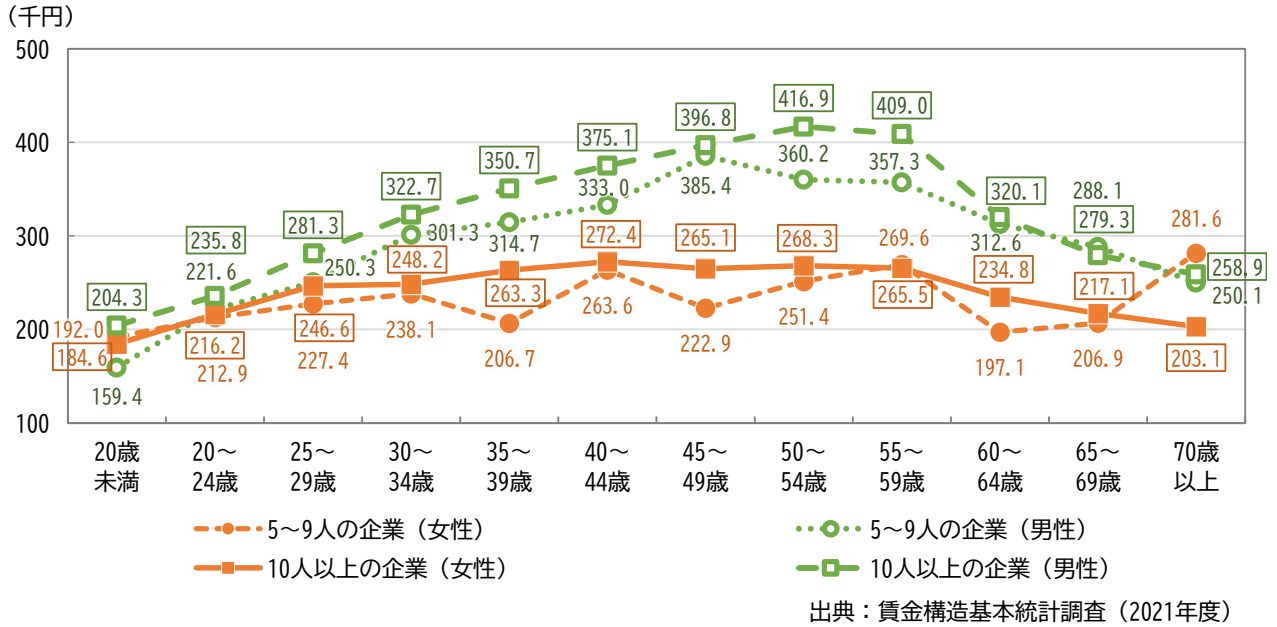


出典：国勢調査（2020年）

(3) 給与格差

岐阜県における年齢別給与額をみると、30～50代の男女差が大きくなっています。

図表 1-1 2 年齢階級別決まって支給する現金給与額（岐阜県）

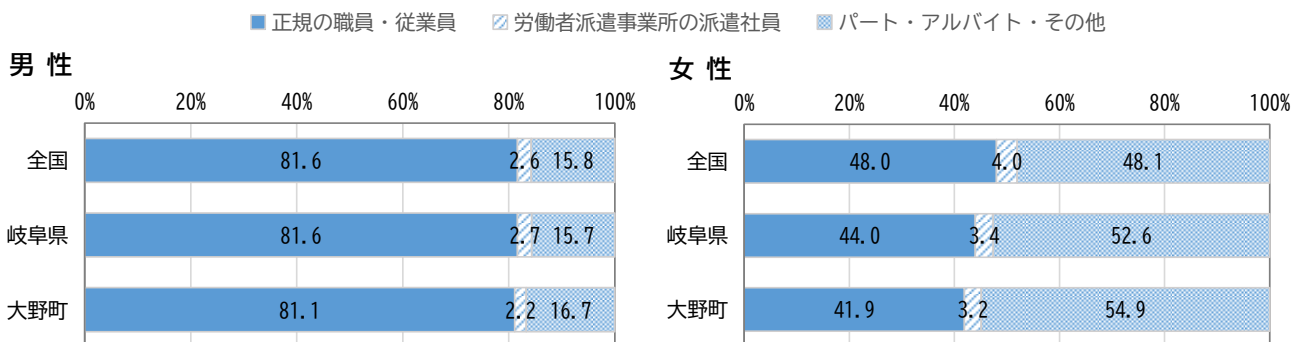


(4) 性別の雇用形態

2020年の本町の女性の雇用形態を全国・県と比較すると、「正規の職員・従業員」の割合が全国・県よりも低くなっています。

男性の雇用形態については大きな差はなく、いずれも「正規の職員・従業員」が約8割となっています。

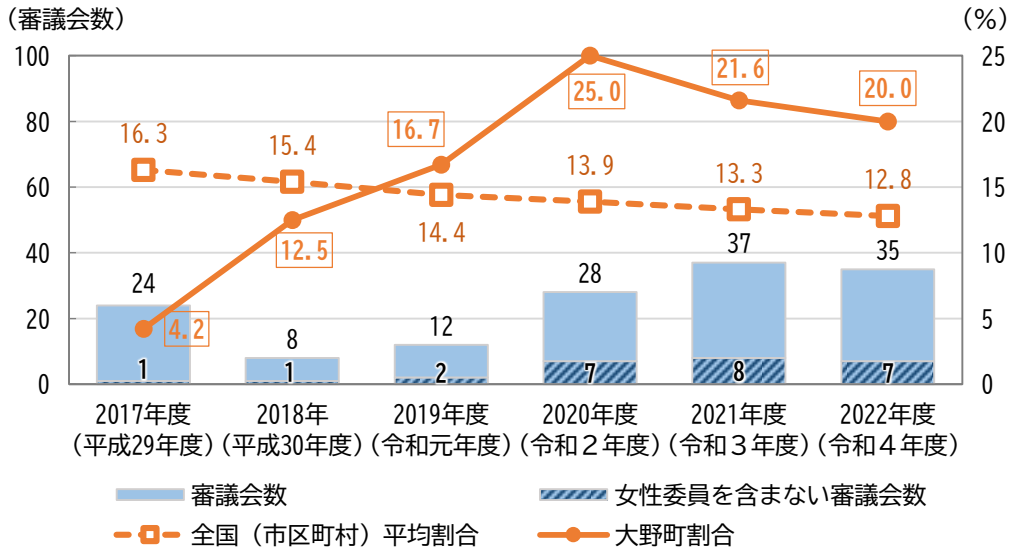
図表 1-1 3 性別の雇用形態の比較（全国・岐阜県・大野町）



(5) 審議会

本町の女性委員を含まない審議会の割合を全国（市区町村）平均と比較すると、2020年度以降はともに減少傾向となっているものの、本町の割合が高くなっています。

図表 1-14 女性委員を含まない審議会の割合（全国・大野町）

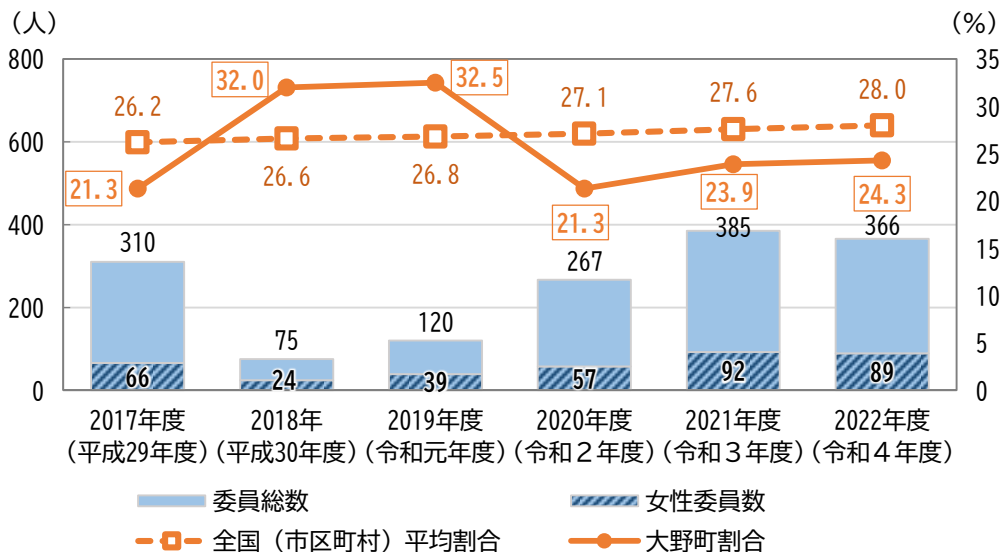


出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）

(6) 審議会委員

本町の審議会委員総数に占める女性委員の割合を全国（市区町村）平均と比較すると、2020年度以降は全国（市区町村）平均よりも低くなっています。

図表 1-15 審議会委員に占める女性の割合（全国・大野町）

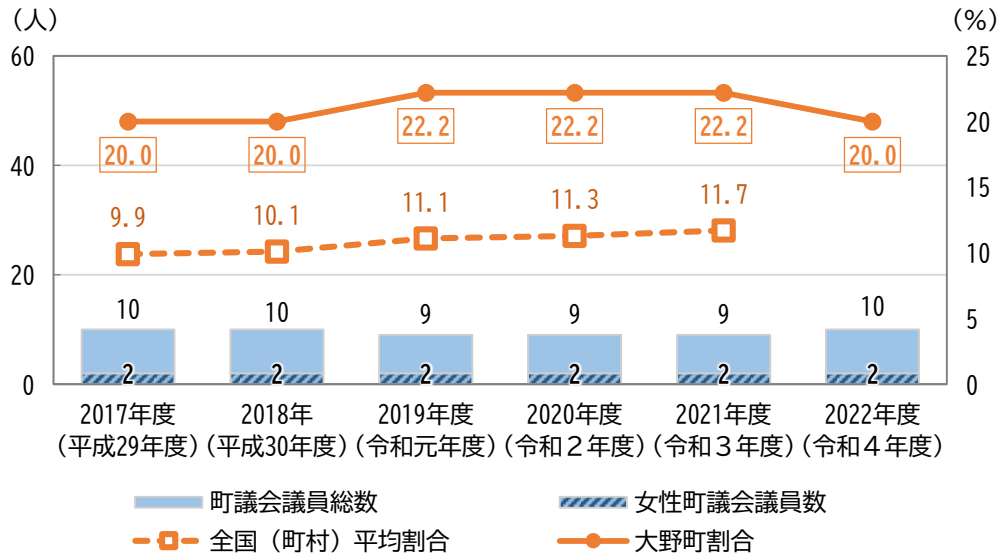


出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）

(7) 町議会議員

本町の町議会議員総数に占める女性町議会議員の割合を全国（町村）平均と比較すると、ともに横ばいで推移しているものの、本町の割合が約 10 ポイント高くなっています。

図表 1-1-6 町議会議員に占める女性の割合（全国・大野町）

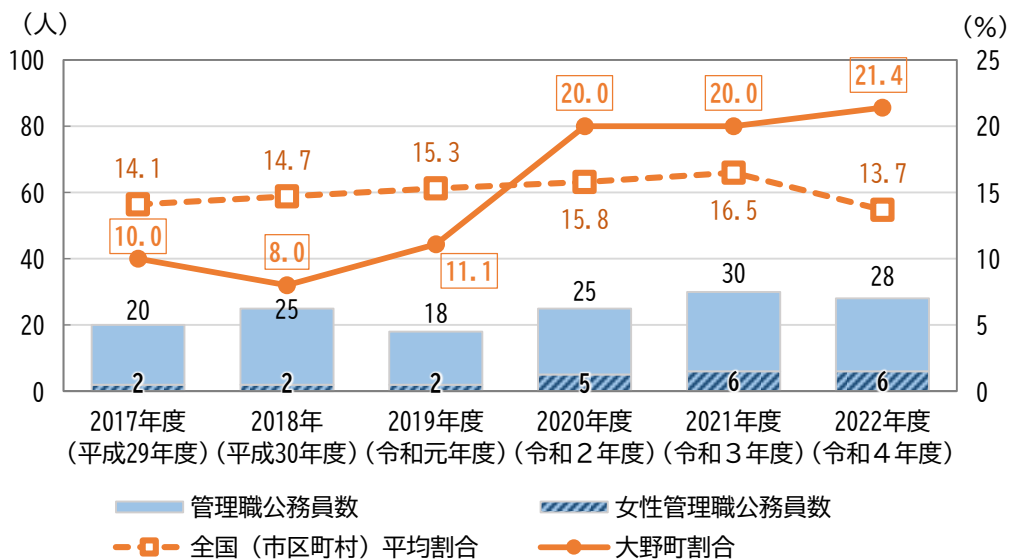


出典：市区町村女性参画状況見える化マップ
(内閣府男女共同参画局)

(8) 公務員の管理職

本町の管理職公務員総数に占める女性管理職公務員の割合を全国（市区町村）平均と比較すると、2020年度以降は全国（市区町村）平均を上回っています。

図表 1-1-7 管理職公務員に占める女性の割合（全国・大野町）

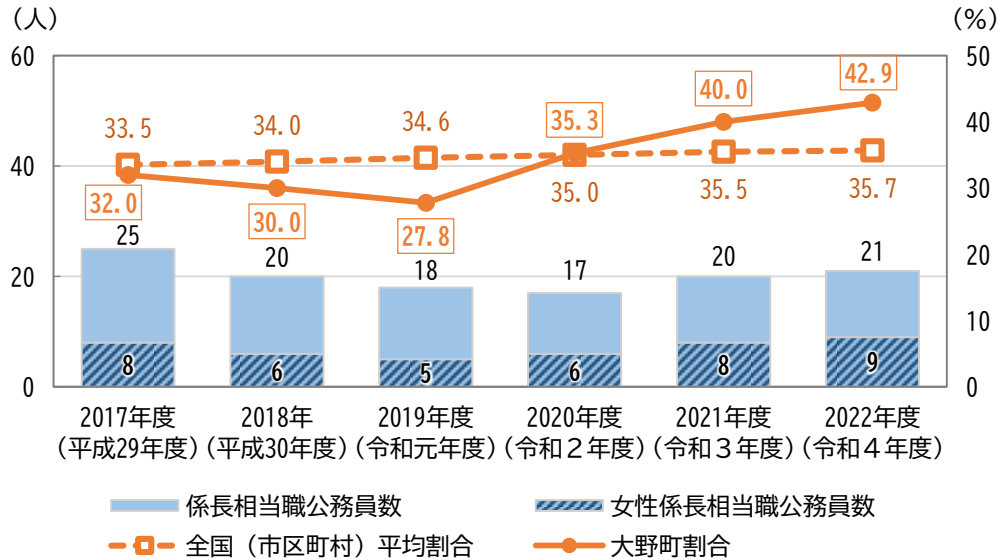


出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
(内閣府男女共同参画局)

(9) 公務員の係長相当職

本町の係長相当職公務員総数に占める女性係長相当職公務員の割合を全国（市区町村）平均と比較すると、2020年度以降は全国（市区町村）平均を上回っています。

図表 1-18 係長相当職公務員に占める女性の割合（全国・大野町）

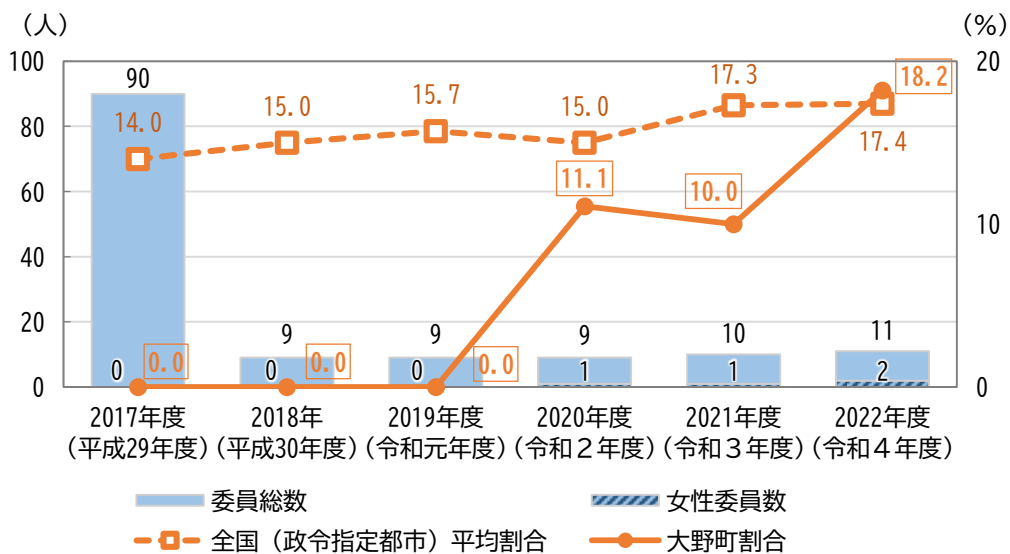


出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）

(10) 市町村防災会議

本町の市町村防災会議委員総数に占める女性委員の割合を全国（政令指定都市）平均と比較すると、2022度は全国（政令指定都市）平均を上回っています。

図表 1-19 市町村防災会議委員に占める女性の割合（全国・大野町）



出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府男女共同参画局）

Ⅱ アンケート調査からみる現状

1. 調査の概要

調査対象：大野町内にお住まいの満 18 歳以上の方

配布数：1,000 人

標本抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査期間：2022 年 7 月 20 日～8 月 11 日

調査方法：郵送配布・郵送回収

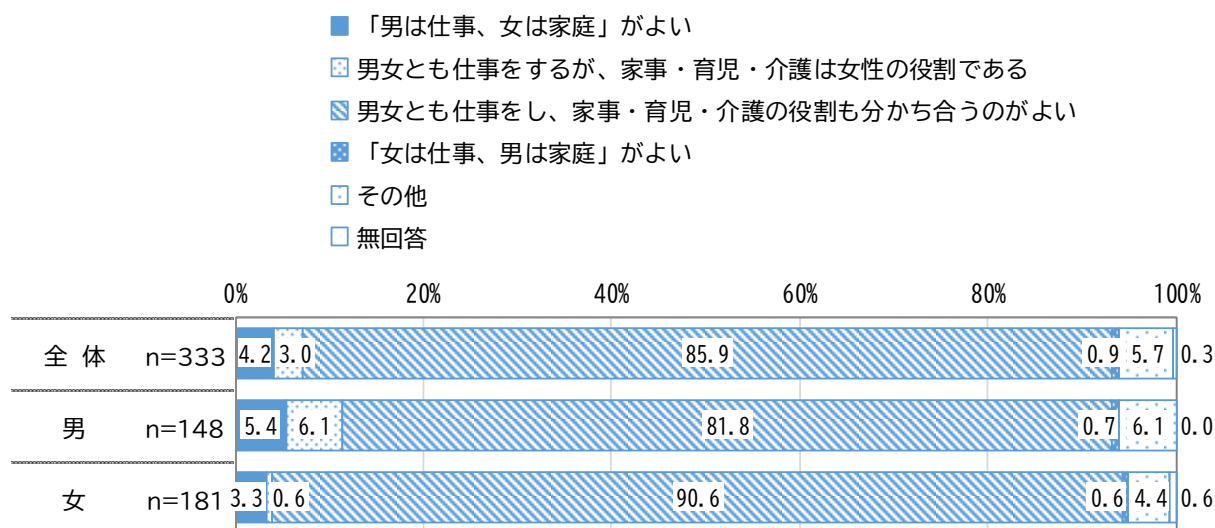
配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000	333	333	33.3%

2. 調査結果

固定的性別役割分担意識について

「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」(85.9%) が最も多く、次いで「『男は仕事、女は家庭』がよい」(4.2%)、「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である」(3.0%) となっています。

図表 2-1 家庭生活における男女の地位の平等感



家庭における役割分担について

(1) 食事の準備・後片付けでは、「主として妻」(77.6%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(13.1%)、「主として夫」(3.0%)となっています。

(2) 掃除では、「主として妻」(67.9%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(20.7%)、「主として夫」(5.1%)となっています。

(3) 洗濯では、「主として妻」(72.6%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(16.9%)、「主として夫」(4.6%)となっています。

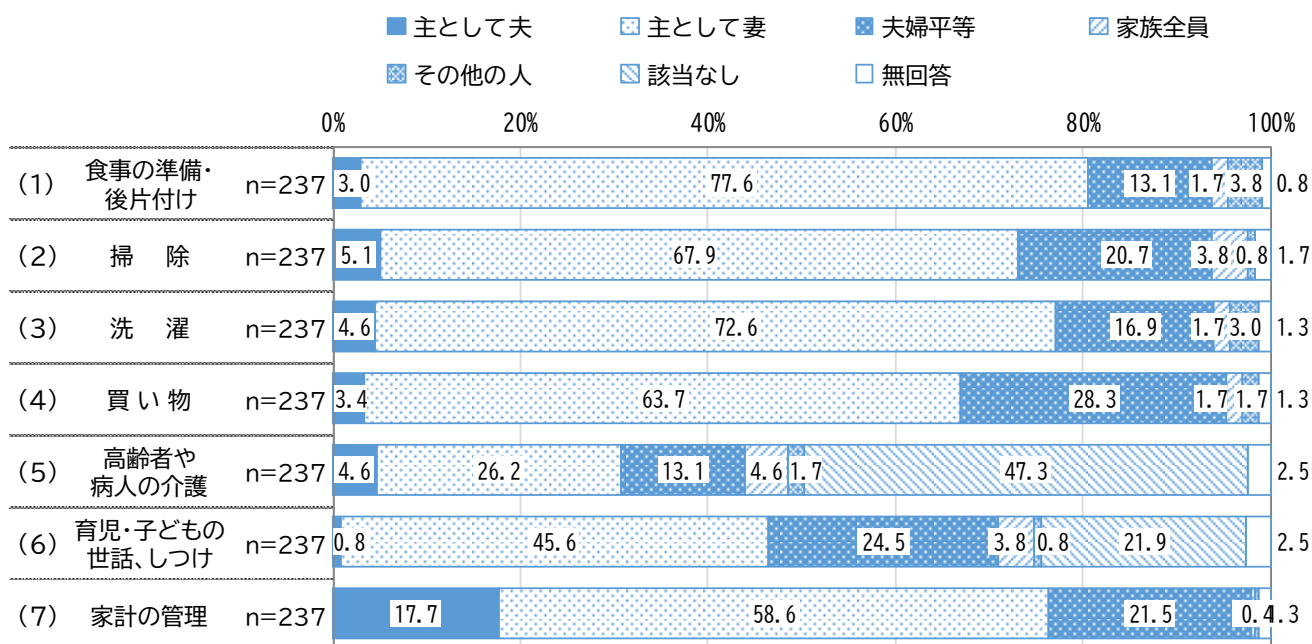
(4) 買い物では、「主として妻」(63.7%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(28.3%)、「主として夫」(3.4%)となっています。

(5) 高齢者や病人の介護 「該当なし」(47.3%)が最も多く、次いで「主として妻」(26.2%)、「夫婦平等」(13.1%)となっています。

(6) 育児・子どもの世話、しつけは、「主として妻」(45.6%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(24.5%)、「該当なし」(21.9%)となっています。

(7) 家計の管理は、「主として妻」(58.6%)が最も多く、次いで「夫婦平等」(21.5%)、「主として夫」(17.7%)となっています。

図表 2-2 家庭における役割分担



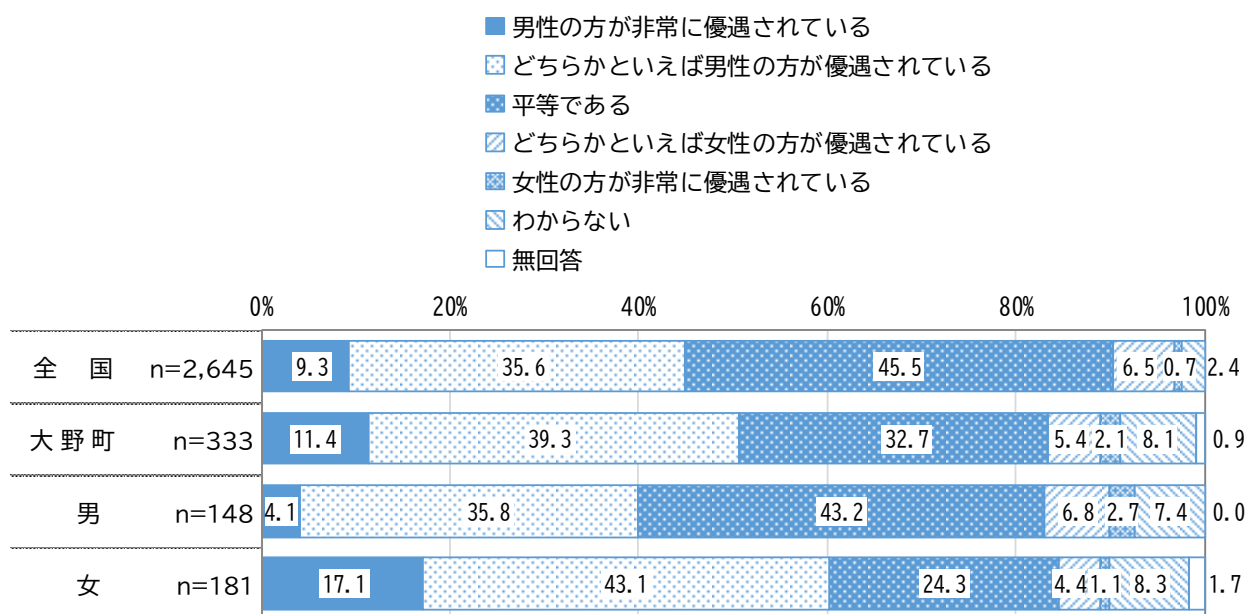
各分野における男女の地位の平等感について

【家庭生活】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が50.7%、全国が44.9%で、大野町が5.8ポイント高くなっています。一方、「平等である」は、大野町が32.7%、全国が45.5%で、全国が12.8ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が43.2%となっており、女性より18.9ポイント上回っています。一方、「男性の方が非常に優遇されている」は女性が17.1%となっており、男性より13.0ポイント上回っています。

図表 2-3 家庭生活における男女の地位の平等感（大野町・全国）



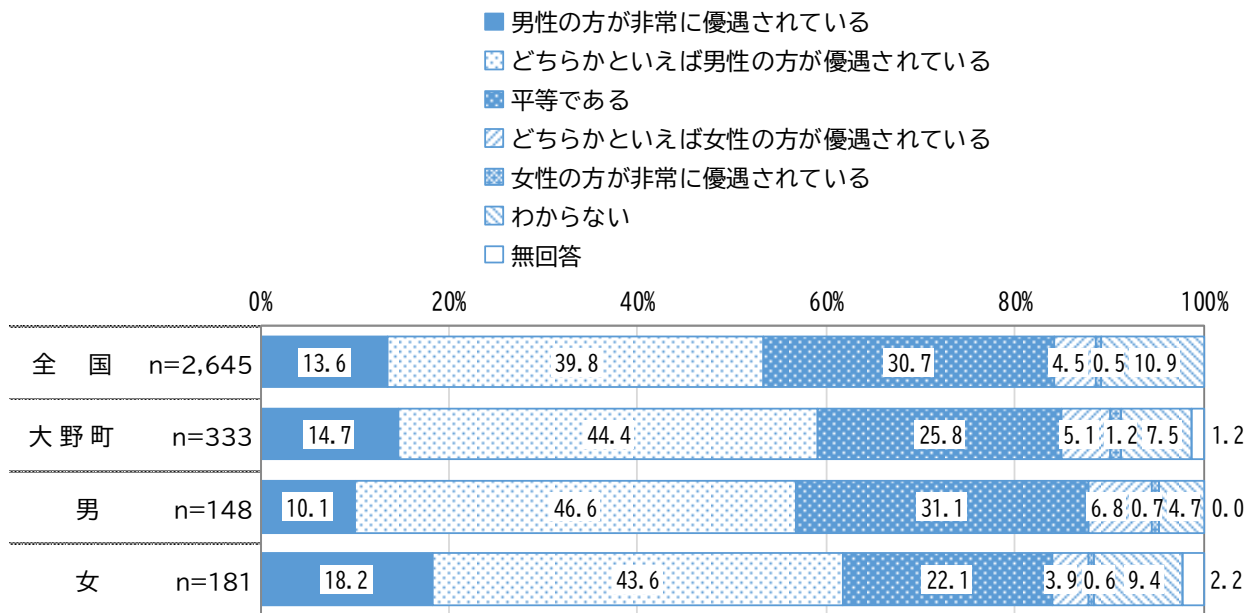
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【職場】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が59.1%、全国が53.4%で、大野町が5.7ポイント高くなっています。一方、「平等である」は、大野町が25.8%、全国が30.7%で、全国が4.9ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が31.1%となっており、女性より9.0ポイント上回っています。一方、「男性の方が非常に優遇されている」は女性が18.2%となっており、男性より8.1ポイント上回っています。

図表 2-4 職場における男女の地位の平等感（大野町・全国）



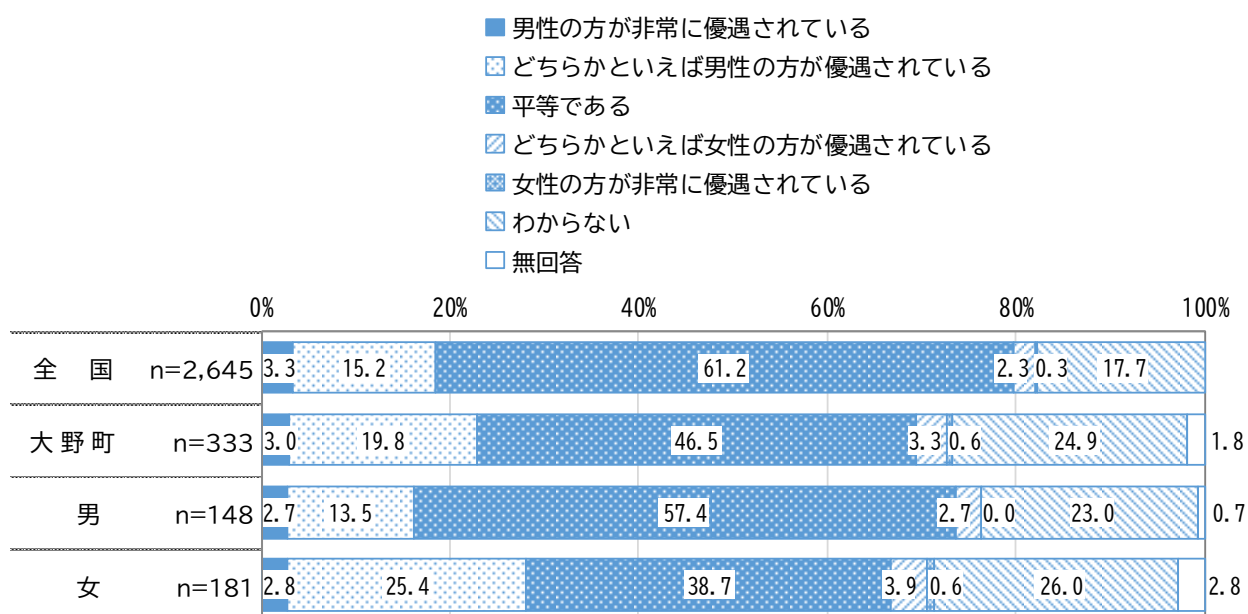
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【学校教育現場】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が22.8%、全国が18.5%で、大野町が4.3ポイント高くなっています。一方、「平等である」は、大野町が46.5%、全国が61.2%で、全国が14.7ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が57.4%となっており、女性より18.7ポイント上回っています。一方、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」は女性が25.4%となっており、男性より11.9ポイント上回っています。

図表 2-5 学校教育現場における男女の地位の平等感（大野町・全国）



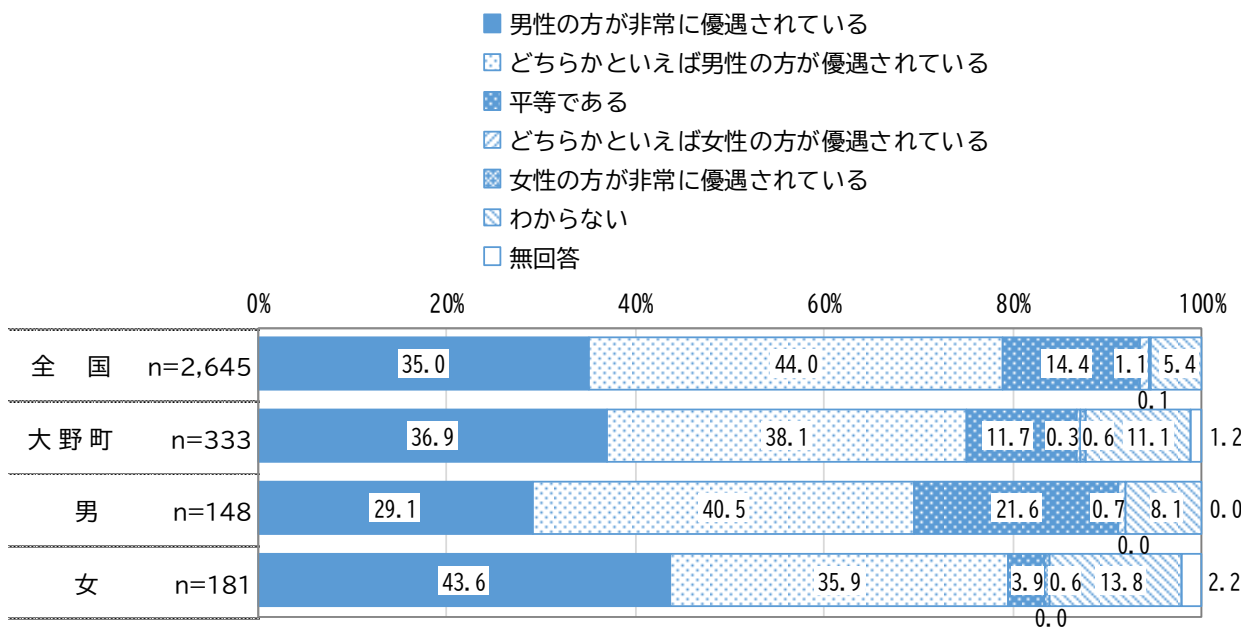
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【政治の場】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が75.0%、全国が79.0%で、全国が4.0ポイント高くなっています。「平等である」は、大野町が11.7%、全国が14.4%で、全国が2.7ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が21.6%となっており、女性より17.7ポイント上回っています。一方、「男性の方が非常に優遇されている」は女性が43.6%となっており、男性より14.5ポイント上回っています。

図表 2-6 政治の場における男女の地位の平等感（大野町・全国）



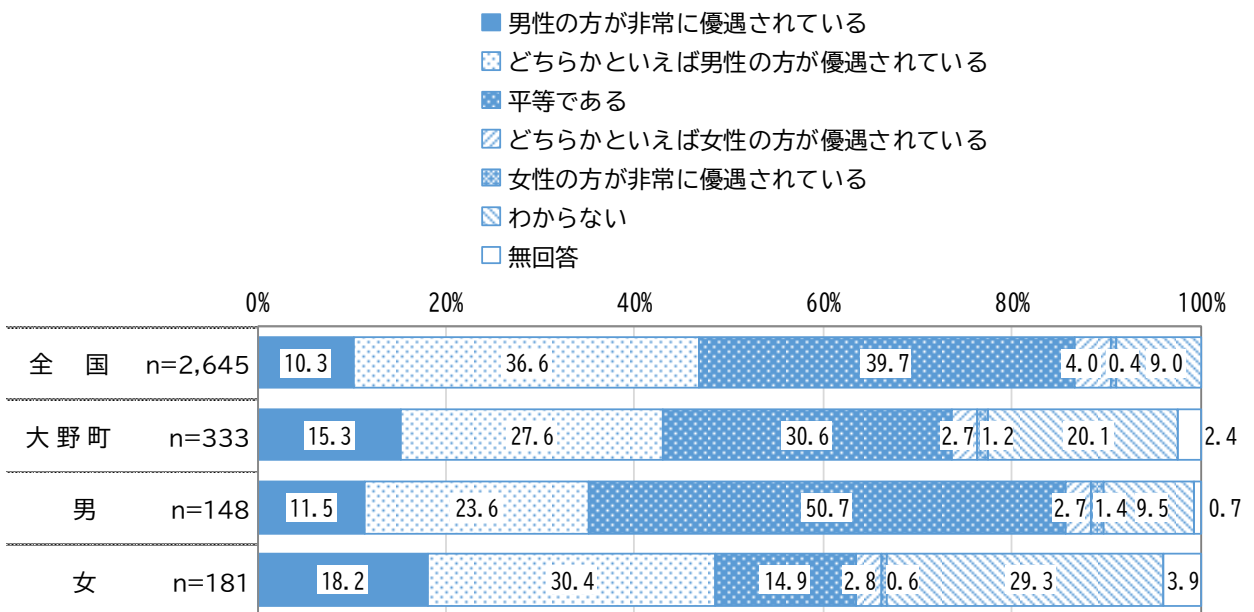
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【法律・制度上】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が42.9%、全国が46.9%で、全国が4.0ポイント高くなっています。「平等である」は、大野町が30.6%、全国が39.7%で、全国が9.1ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が50.7%となっており、女性より35.8ポイント上回っています。一方、「わからない」は女性が29.3%となっており、男性より19.8ポイント上回っています。

図表 2-7 法律・制度上における男女の地位の平等感（大野町・全国）



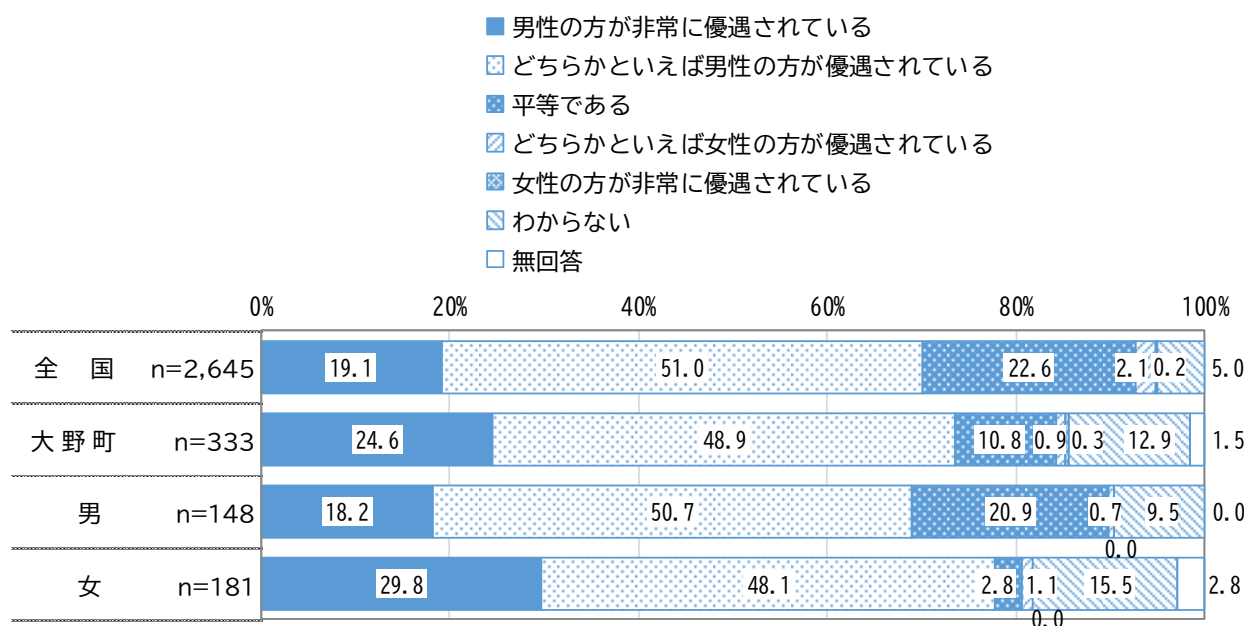
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【社会通念、慣習しきたり】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が73.5%、全国が70.1%で、大野町が3.4ポイント高くなっています。一方、「平等である」は、大野町が10.8%、全国が22.6%で、全国が11.8ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が20.9%となっており、女性より18.1ポイント上回っています。一方、「男性の方が非常に優遇されている」は女性が29.8%となっており、男性より11.6ポイント上回っています。

図表 2-8 社会通念、慣習しきたりにおける男女の地位の平等感（大野町・全国）



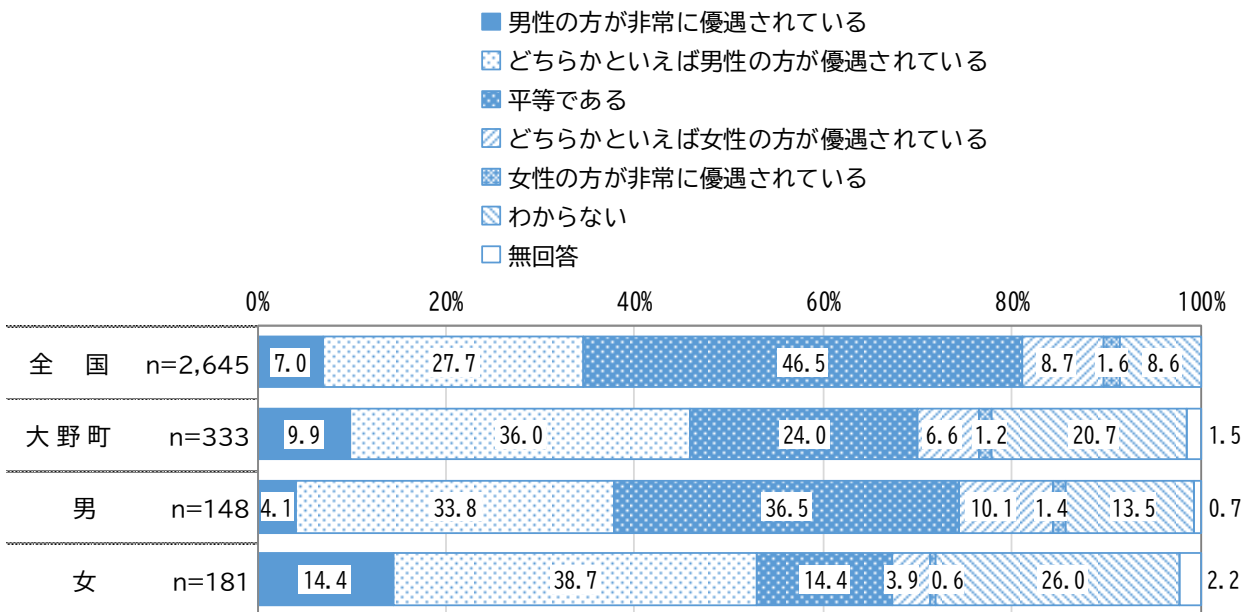
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【自治体やPTAなどの地域活動の場】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が45.9%、全国が34.7%で、大野町が11.2ポイント高くなっています。一方、「平等である」は、大野町が24.0%、全国が46.5%で、全国が22.5ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が36.5%となっており、女性より22.1ポイント上回っています。一方、「わからない」は女性が26.0%となっており、男性より12.5ポイント上回っています。

図表 2-9 自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感（大野町・全国）



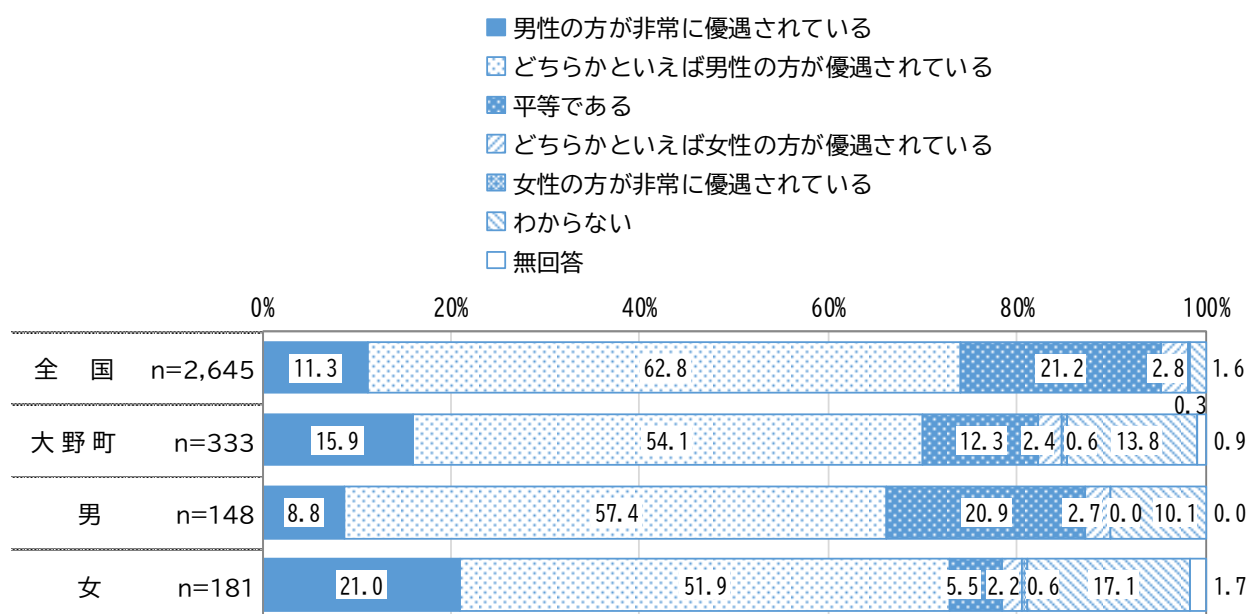
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【社会全体】

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性の方が優遇されている』は、大野町が70.0%、全国が74.1%で、全国が4.1ポイント高くなっています。「平等である」は、大野町が12.3%、全国が21.2%で、全国が8.9ポイント高くなっています。

男女別に見ると、「平等である」は男性が20.9%となっており、女性より15.4ポイント上回っています。一方、「男性の方が非常に優遇されている」は女性が21.0%となっており、男性より12.2ポイント上回っています。

図表 2-10 社会全体における男女の地位の平等感（大野町・全国）



全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

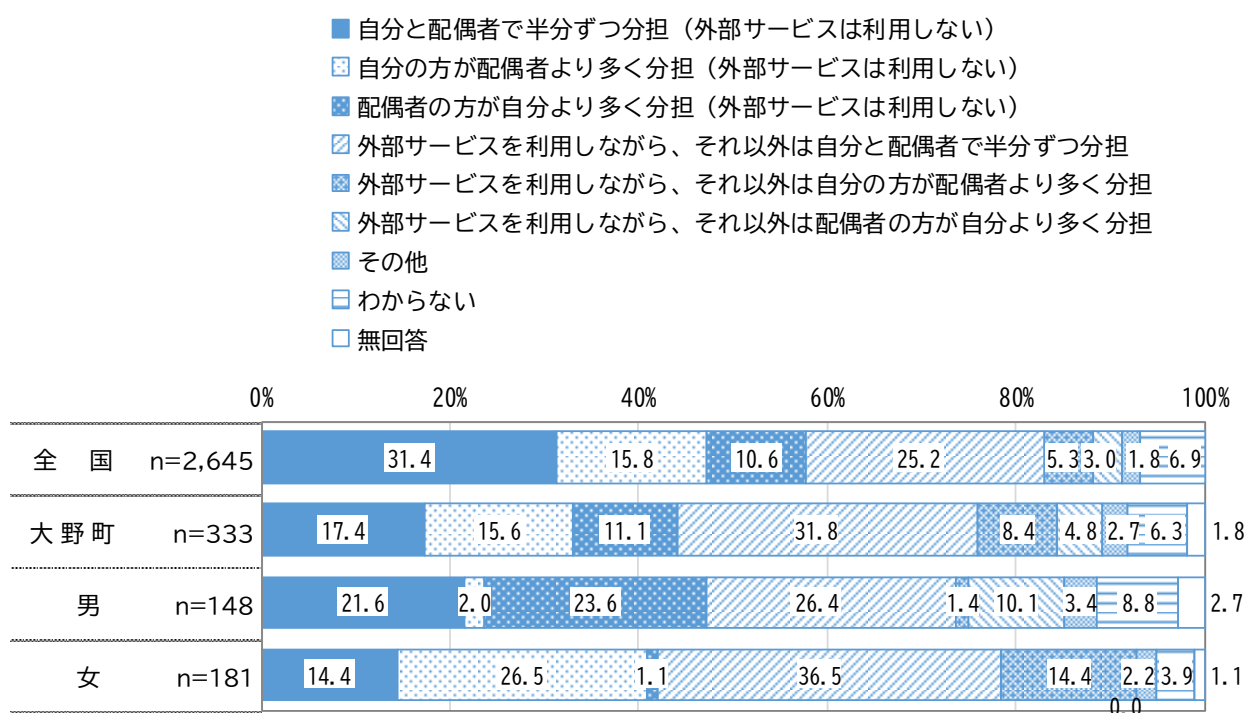
配偶者との役割分担について

【育児】

大野町では「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」が31.8%で最も高く、全国と比べて6.6ポイント高くなっています。全国では「自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）」が31.4%で最も高く、大野町と比べて14.0ポイント高くなっています。

男女別にみると、「自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）」は女性が26.5%となっており、男性より24.5ポイント、「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担」は女性が14.4%となっており、男性より13.0ポイント、「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」は女性が36.5%となっており、男性より10.1ポイント上回っています。一方、「配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）」は男性が23.6%となっており、女性より22.5ポイント、「外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者の方が自分より多く分担」は男性が10.1%となっており、女性より10.1ポイント上回っています。

図表 2-1 1 育児に対する配偶者との役割分担（大野町・全国）



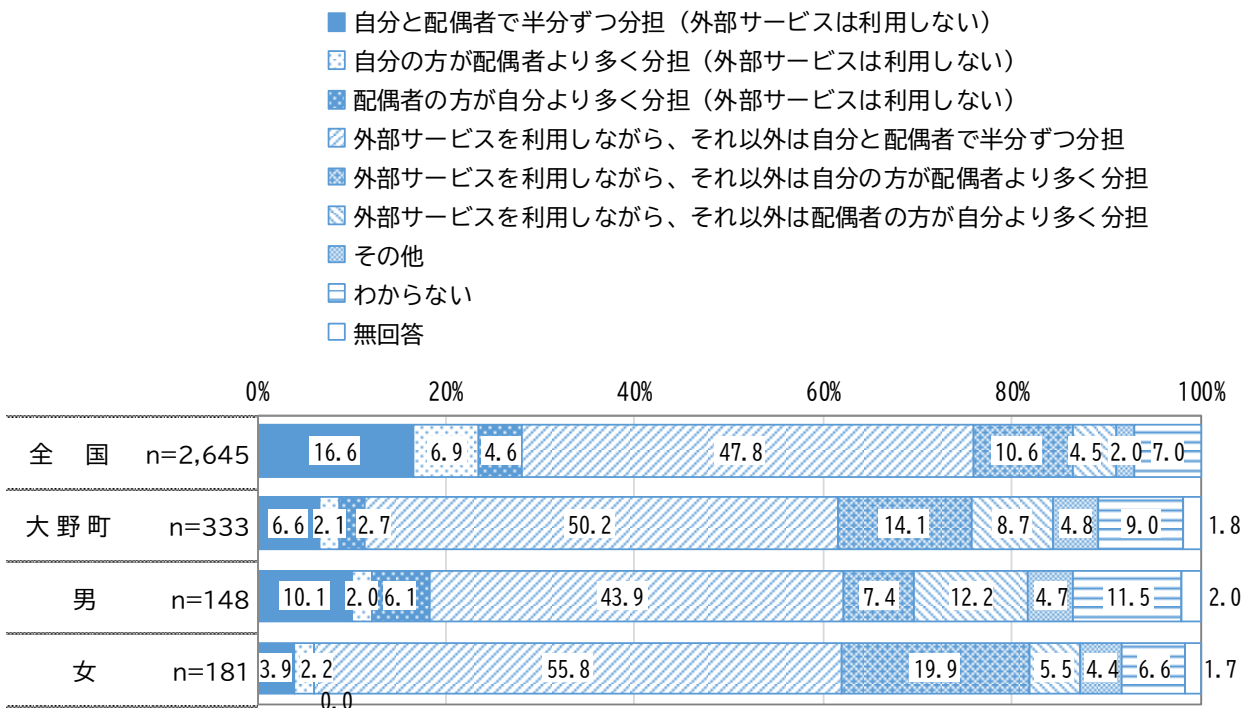
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【介護】

「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も高く、大野町は50.2%、全国は47.8%となっています。「自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）」は、大野町が6.6%、全国が16.6%で、全国が10.0ポイント高くなっています。

男女別にみると、「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分の方が配偶者より多く分担」は女性が19.9%となっており、男性より12.5ポイント、「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」は女性が55.8%となっており、男性より11.9ポイント上回っています。

図表 2-1 2 介護に対する配偶者との役割分担（大野町・全国）



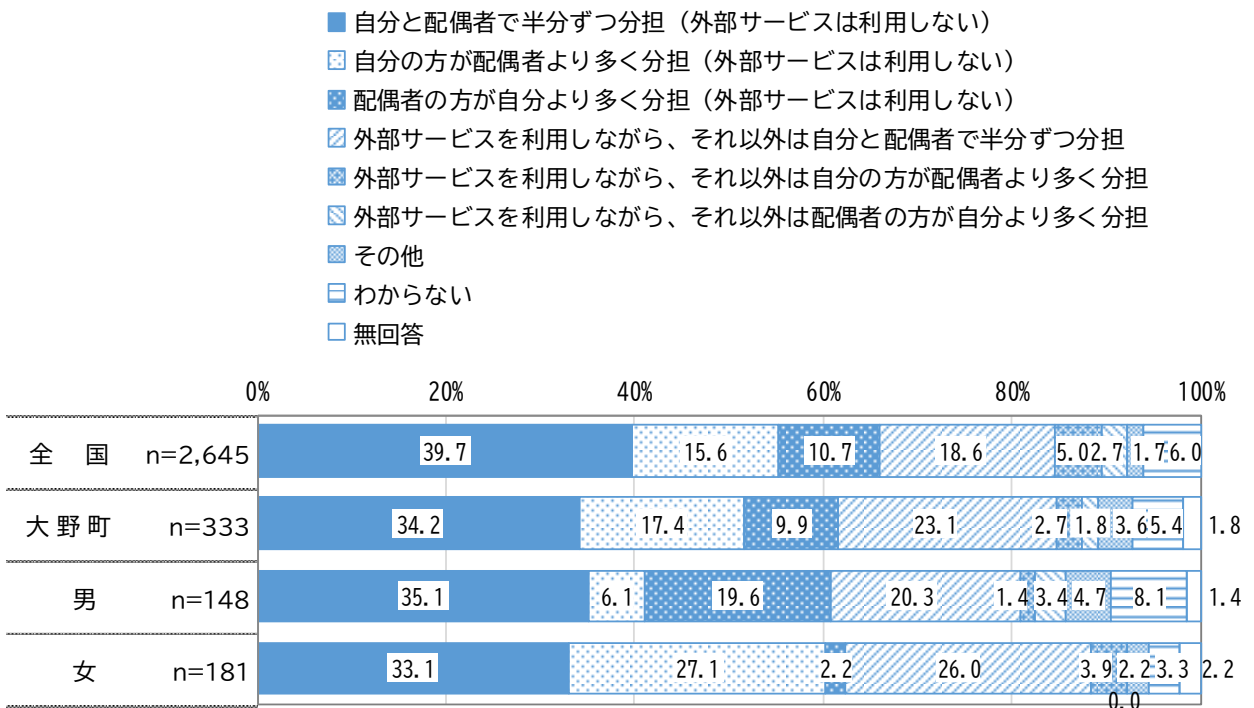
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【育児・介護以外の家事】

「自分と配偶者で半分ずつ分担（外部サービスは利用しない）」が最も高く、大野町は 34.2%、全国は 39.7%で、全国が 5.5 ポイント高くなっています。

男女別にみると、「自分の方が配偶者より多く分担（外部サービスは利用しない）」は女性が 27.1%となっており、男性より 21.0 ポイント上回っています。一方、「配偶者の方が自分より多く分担（外部サービスは利用しない）」は男性が 19.6%となっており、女性より 17.4 ポイント上回っています。

図表 2-13 育児・介護以外の家事に対する配偶者との役割分担（大野町・全国）



全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

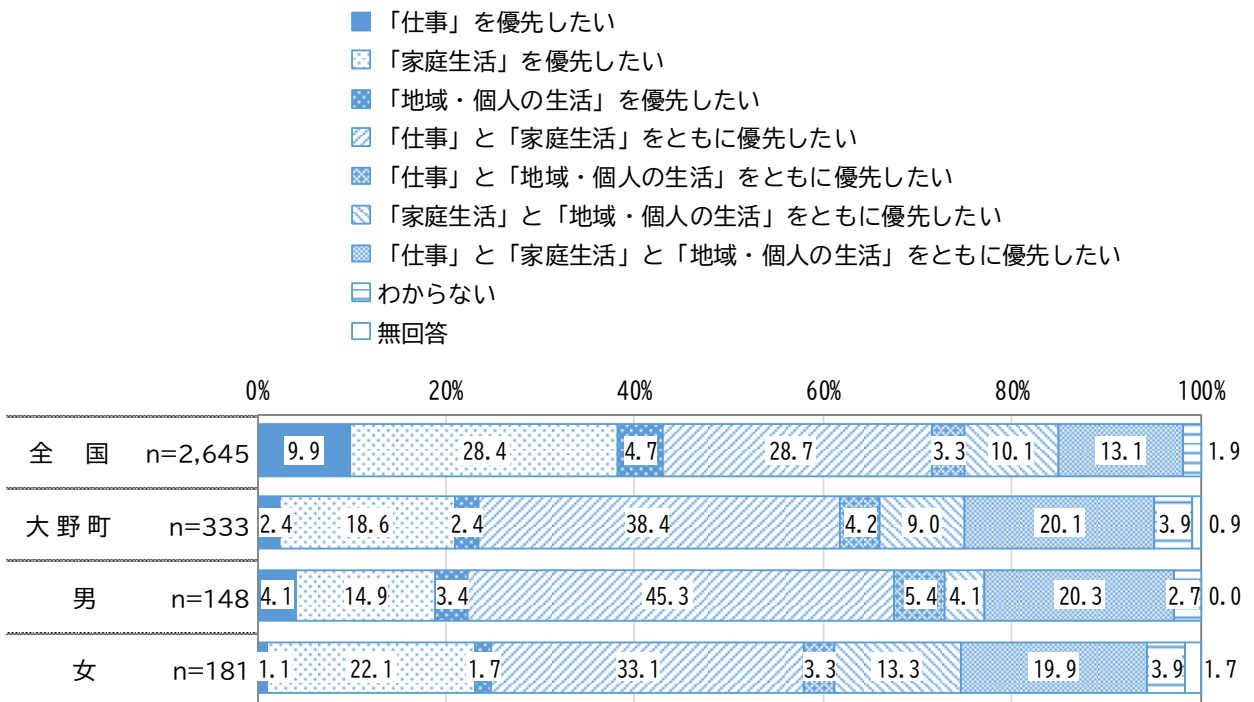
「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について

【希望】

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」が最も高く、大野町は38.4%、全国は28.7%で、大野町が9.7ポイント高くなっています。一方、「家庭生活」を優先したい」は、大野町が18.6%、全国が28.4%で、全国が9.8ポイント高くなっています。

男女別にみると、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」は男性が45.3%となっており、女性より12.2ポイント上回っています。

図表 2-1 4 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度【希望】（大野町・全国）



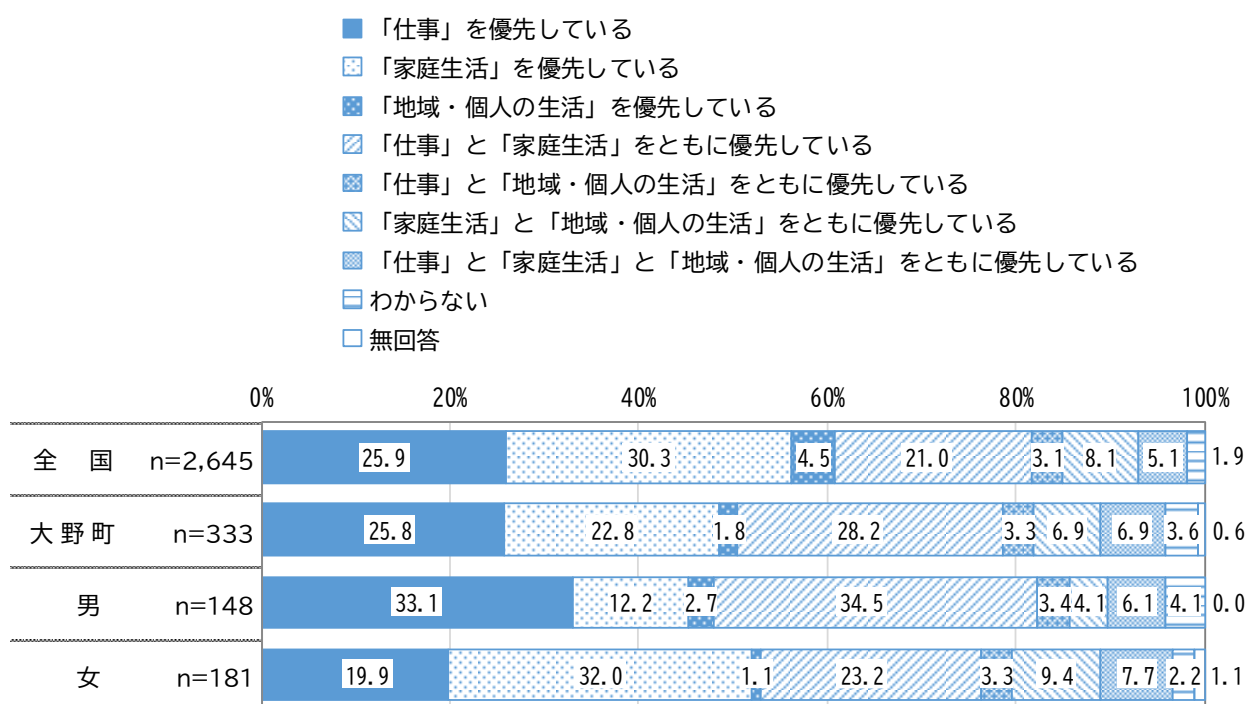
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

【現状】

大野町では「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」が28.2%で最も高く、全国と比べて7.2ポイント高くなっています。全国では「家庭生活」を優先している」が30.3%で最も高く、大野町と比べて7.5ポイント高くなっています。

男女別にみると、男性は「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」(34.5%)が最も多く、女性は「『家庭生活』を優先している」(32.0%)が最も多くなっています。「『家庭生活』を優先している」は女性が32.0%となっており、男性より19.8ポイント上回っています。一方、「『仕事』を優先している」は男性が33.1%となっており、女性より13.2ポイント、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」は男性が34.5%となっており、女性より11.3ポイント上回っています。

図表 2-15 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度【現実・現状】(大野町・全国)



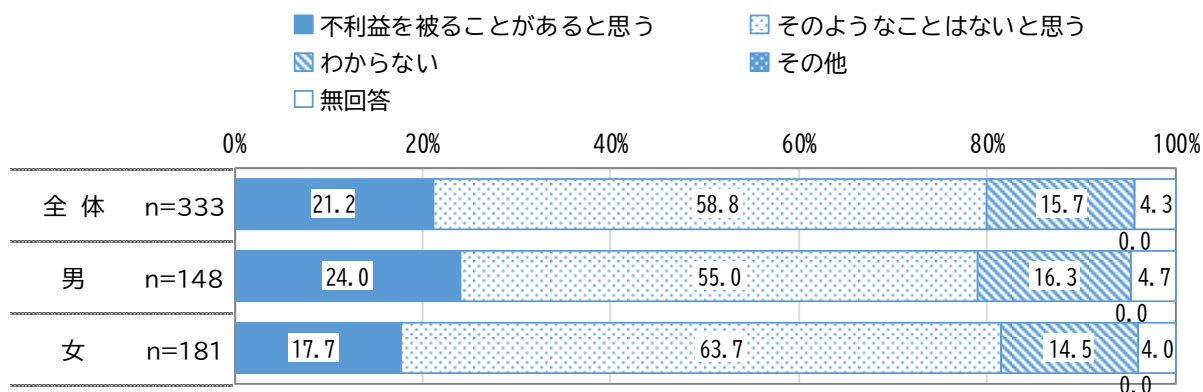
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

職場での女性の不利益取扱いについて

「そのようなことはないと思う」(58.8%)が最も多く、次いで「不利益を被ることがあると思う」(21.2%)、「わからない」(15.7%)となっています。

男女別に見ると、「そのようなことはないと思う」は女性が63.7%となっており、男性より8.7ポイント上回っています。

図表 2-16 職場での女性の不利益取扱い（性別）

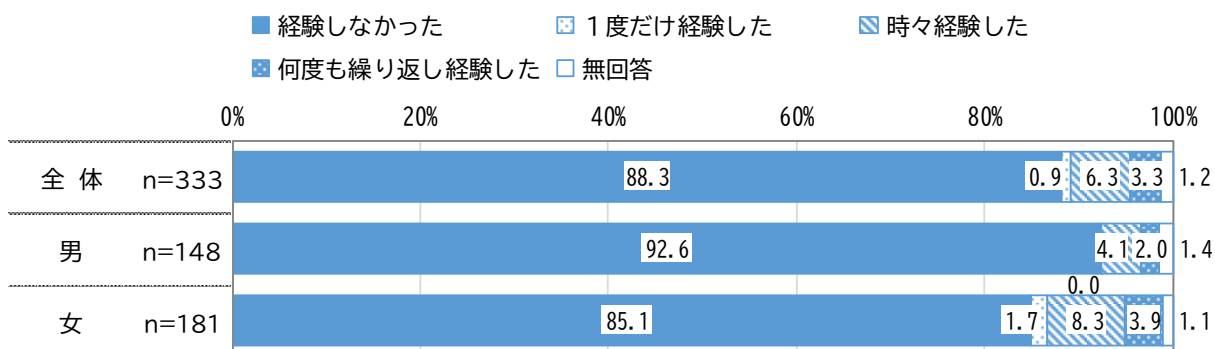


DVの経験について

最近5年間に、あなたは恋人や配偶者から、身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けたかについて、「経験しなかった」(88.3%)が最も多く、次いで「時々経験した」(6.3%)、「何度も繰り返し経験した」(3.3%)となっています。

男女別に見ると、「経験しなかった」は男性が92.6%となっており、女性より7.5ポイント上回っています。

図表 2-17 DVの経験（性別）

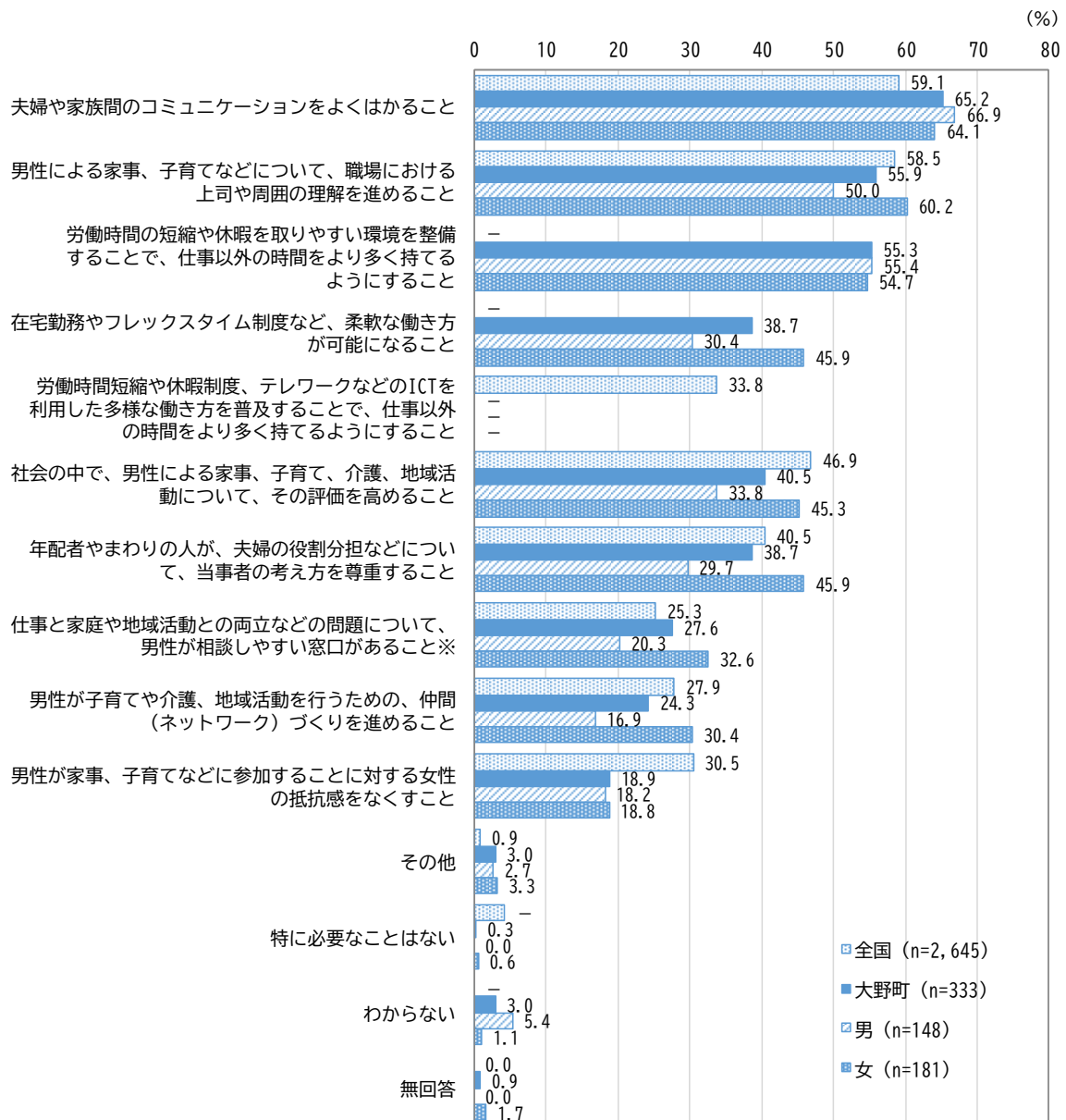


男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについて

「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も高く、大野町は 65.2%、全国は 59.1%で、大野町が 6.1 ポイント高くなっています。次いで、「男性による家事、子育てなどについて、職場における上司や周囲の理解を進めること」が、大野町は 55.9%、全国は 58.5%となっています。

男女別にみると、「男性が家事、子育てなどに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」は女性が 60.8%となっており、男性より 19.6 ポイント、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについて、当事者の考え方を尊重すること」は女性が 45.9%となっており、男性より 16.2 ポイント、「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること」は女性が 45.9%となっており、男性より 15.5 ポイント上回っています。

図表 2-18 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと（大野町・全国・性別）



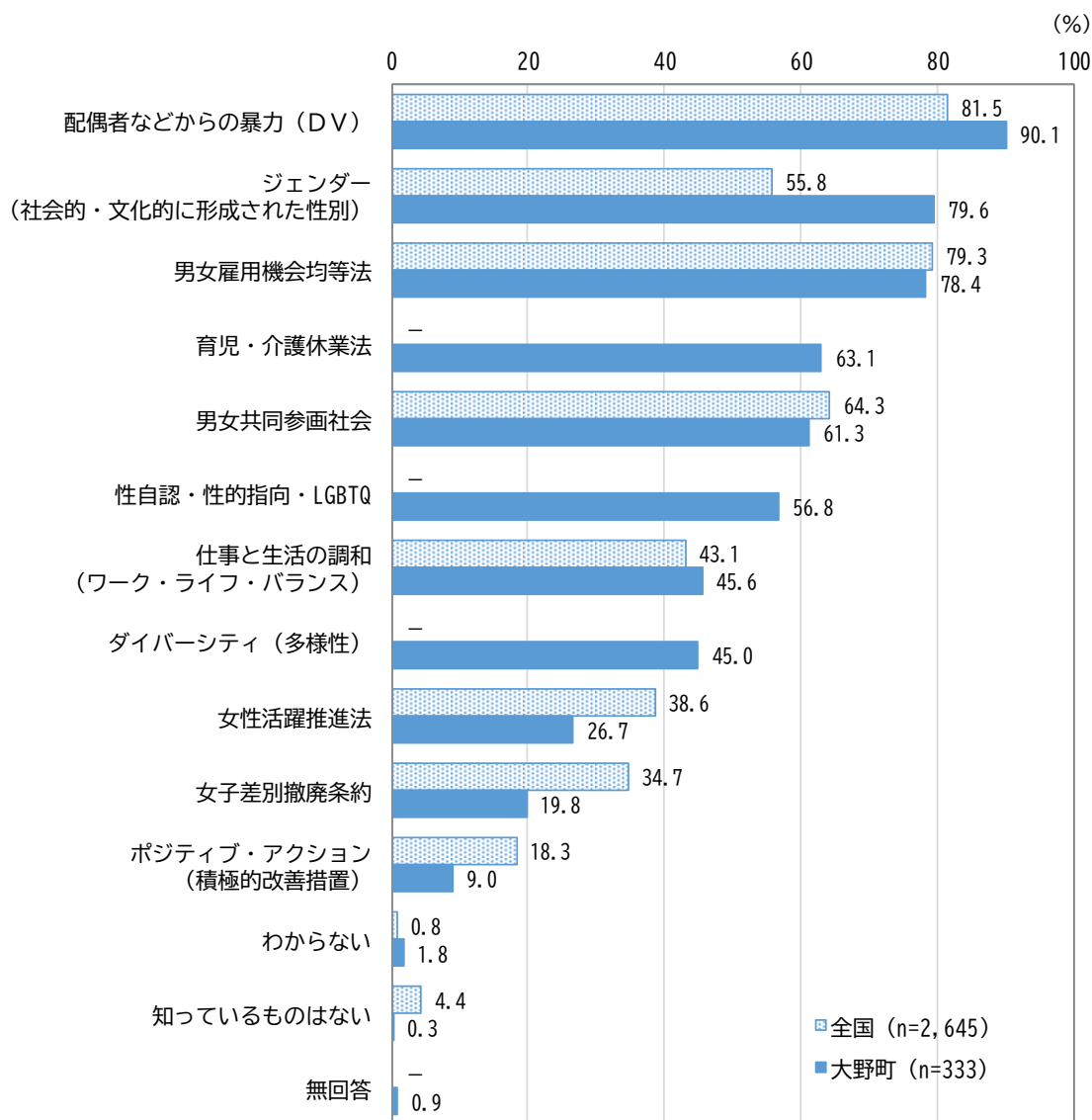
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

※全国を選択肢では「男性の家事・育児などについて、啓発や情報提供、相談窓口の設置、技能の研修を行なうこと」

男女共同参画に関する用語の周知度について

「配偶者などからの暴力（DV）」が最も高く、大野町は 90.1%、全国は 81.5%で、大野町が 8.6 ポイント高くなっています。次いで、大野町は「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」が 79.6%で、全国と比べて 23.8 ポイント高くなっています。

図表 2-19 男女共同参画に関する用語の周知度（大野町・全国）



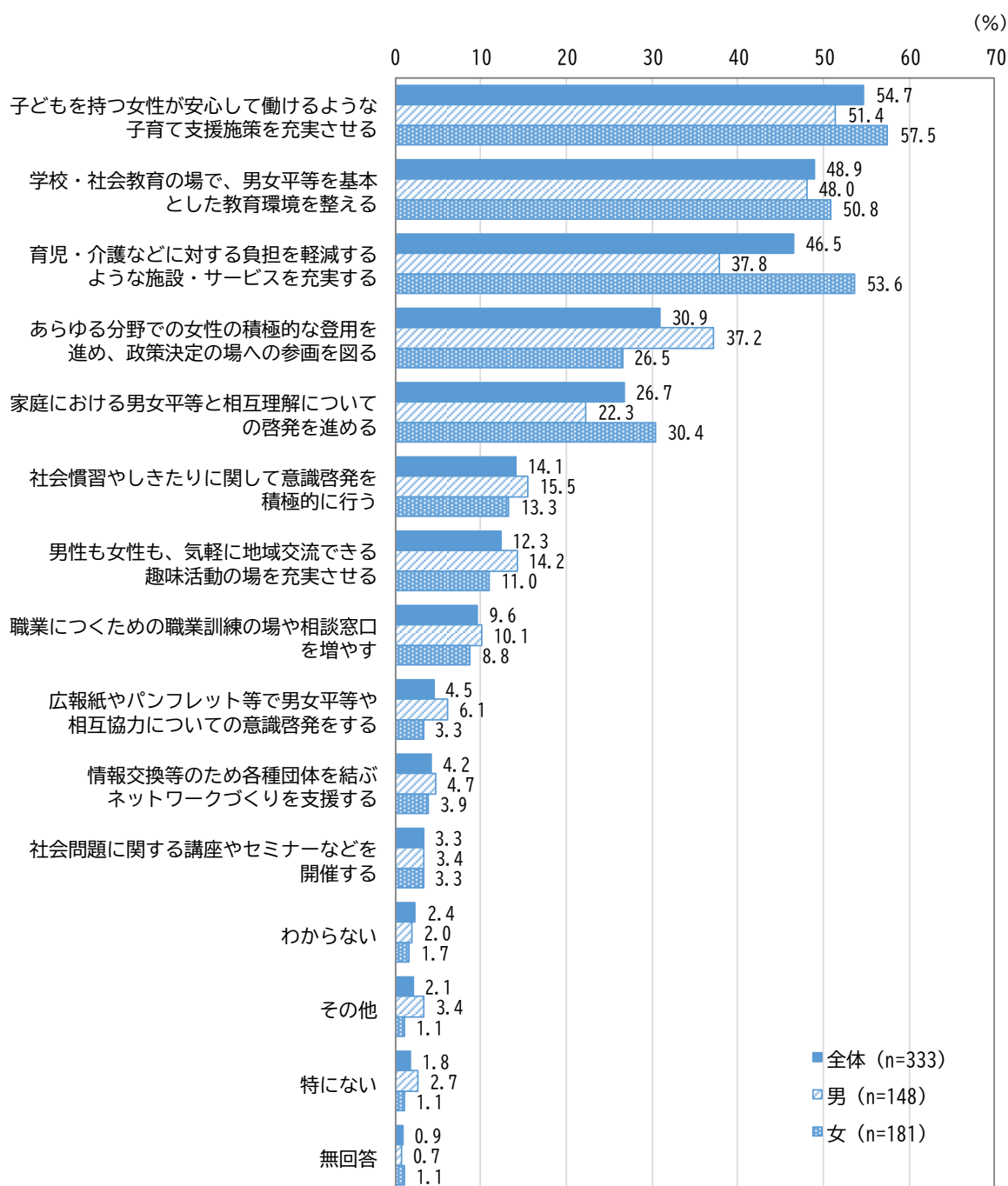
全国：男女共同参画社会に関する世論調査（2019年）

男女共同参画社会実現のためにすべきこと

「子どもを持つ女性が安心して働けるような子育て支援施策を充実させる」(54.7%)が最も多く、次いで「学校・社会教育の場で、男女平等を基本とした教育環境を整える」(48.9%)、「育児・介護などに対する負担を軽減するような施設・サービスを充実する」(46.5%)となっています。

男女別に見ると、「育児・介護などに対する負担を軽減するような施設・サービスを充実する」は女性が53.6%となっており、男性より15.8ポイント上回っています。一方、「あらゆる分野での女性の積極的な登用を進め、政策決定の場への参画を図る」は男性が37.2%となっており、女性より10.7ポイント上回っています。

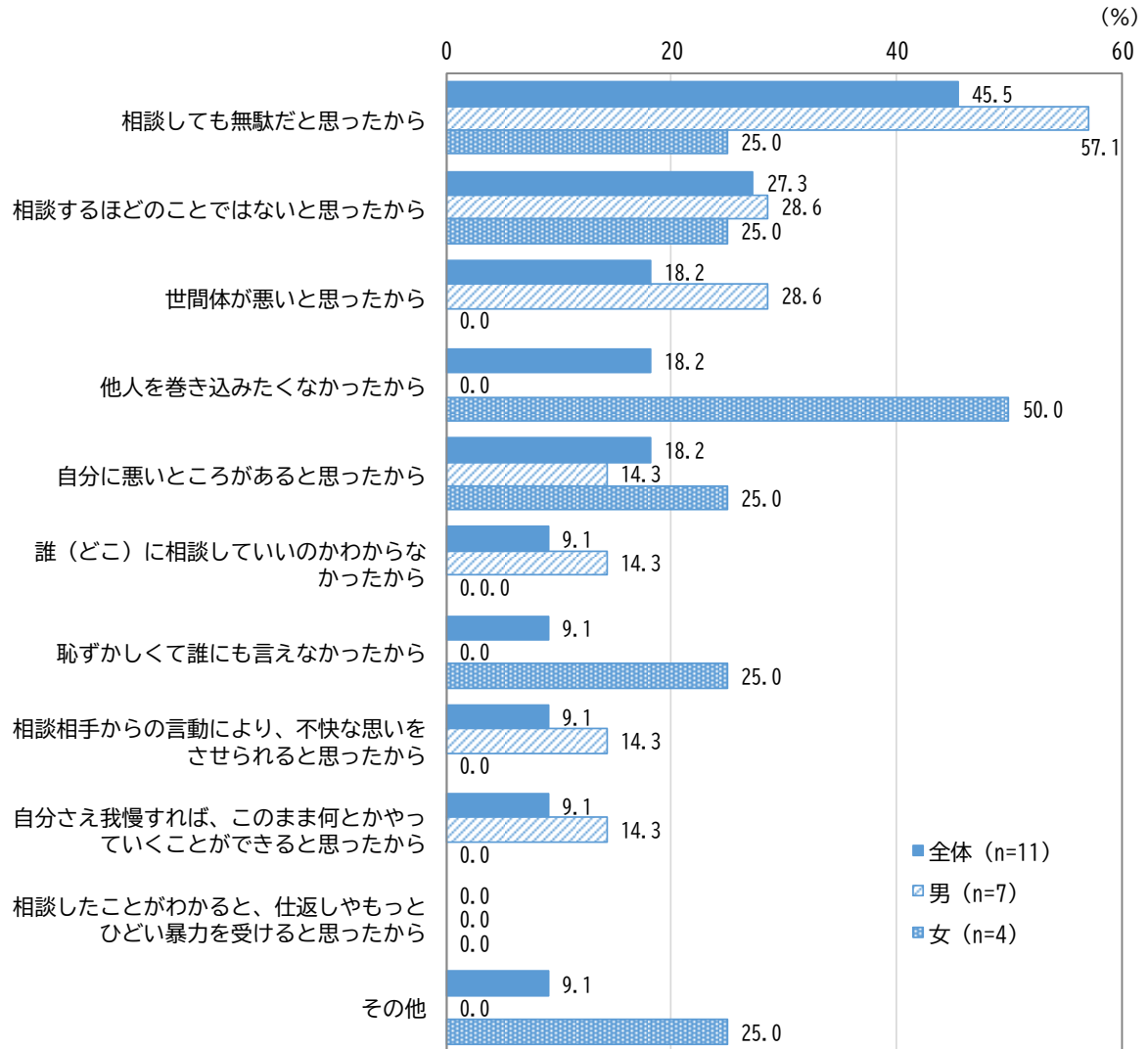
図表 2-20 男女共同参画社会を実現するためにすべきこと（性別）



DVを相談しなかった理由

「相談しても無駄だと思ったから」(45.5%)が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」(27.3%)、「世間体が悪いと思ったから」「他人を巻き込みたくなかったから」「自分に悪いところがあると思ったから」(18.2%)となっています。

図表 2-2 1 DVを相談しなかった理由（性別）

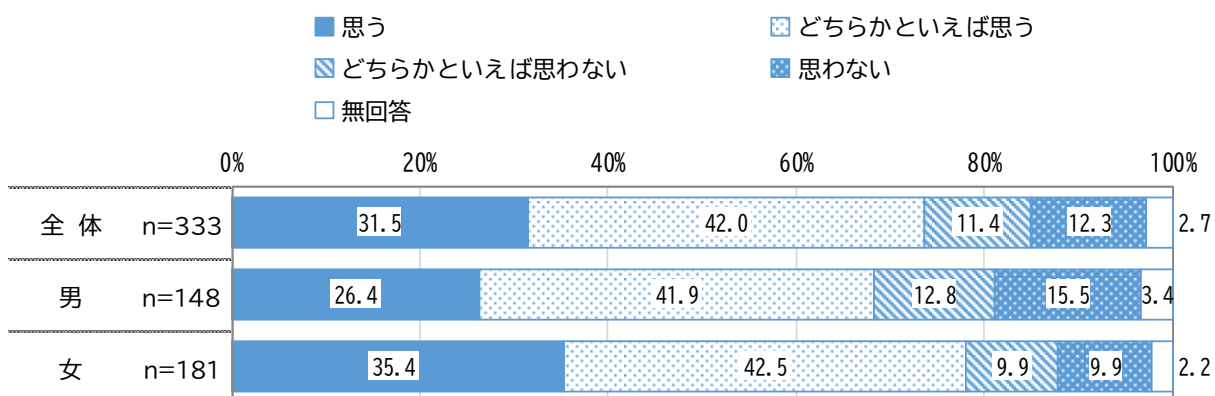


性的少数者(LGBTQ)への偏見や差別

「思う」「どちらかといえば思う」を合わせた“思う”は73.5%を占める一方、「どちらかといえば思わない」「思わない」を合わせた、“思わない”は23.7%となっています。

男女別に見ると、「思う」は女性が35.4%となっており、男性より9.0ポイント上回っています。

図表 2-2 2 性的少数者(LGBTQ)への偏見や差別による生活しづらさ(性別)



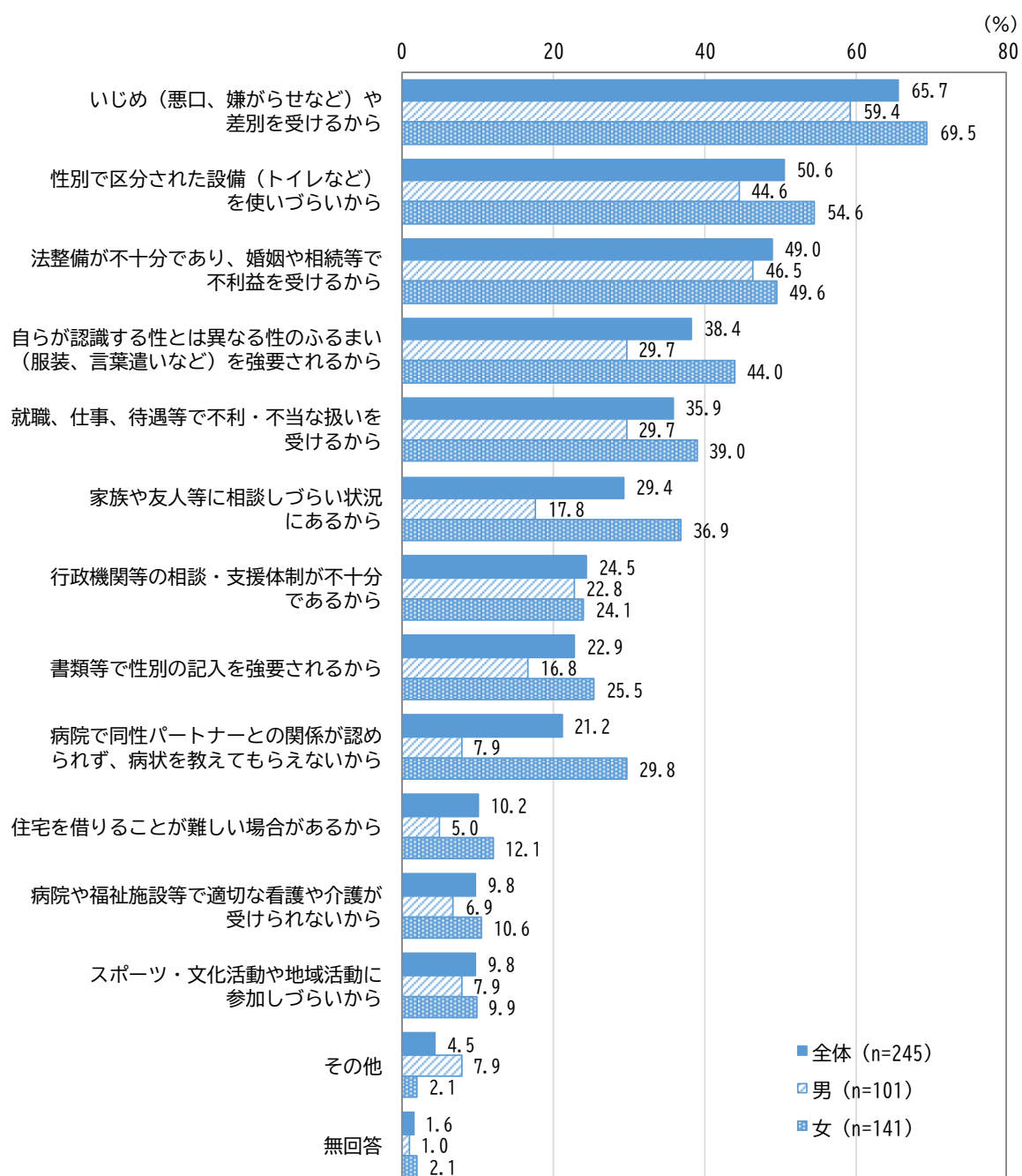
LGBTQとは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クイアやクエスチョニング) の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつとして使われています。

性的少数者が生活しづらいと思う理由

「いじめ（悪口、嫌がらせなど）や差別を受けるから」（65.7%）が最も多く、次いで「性別で区分された設備（トイレなど）を使いづらいから」（50.6%）、「法整備が不十分であり、婚姻や相続等で不利益を受けるから」（49.0%）となっています。

男女別に見ると、「病院で同性パートナーとの関係が認められず、病状を教えてもらえないから」は女性が29.8%となっており、男性より21.9ポイント、「家族や友人等に相談しづらい状況にあるから」は女性が36.9%となっており、男性より19.1ポイント、「自らが認識する性とは異なる性のふるまい（服装、言葉遣いなど）を強要されるから」は女性が44.0%となっており、男性より14.3ポイント上回っています。

図表 2-2 2 性的少数者(LGBTQ)が生活しづらいと思う理由（性別）

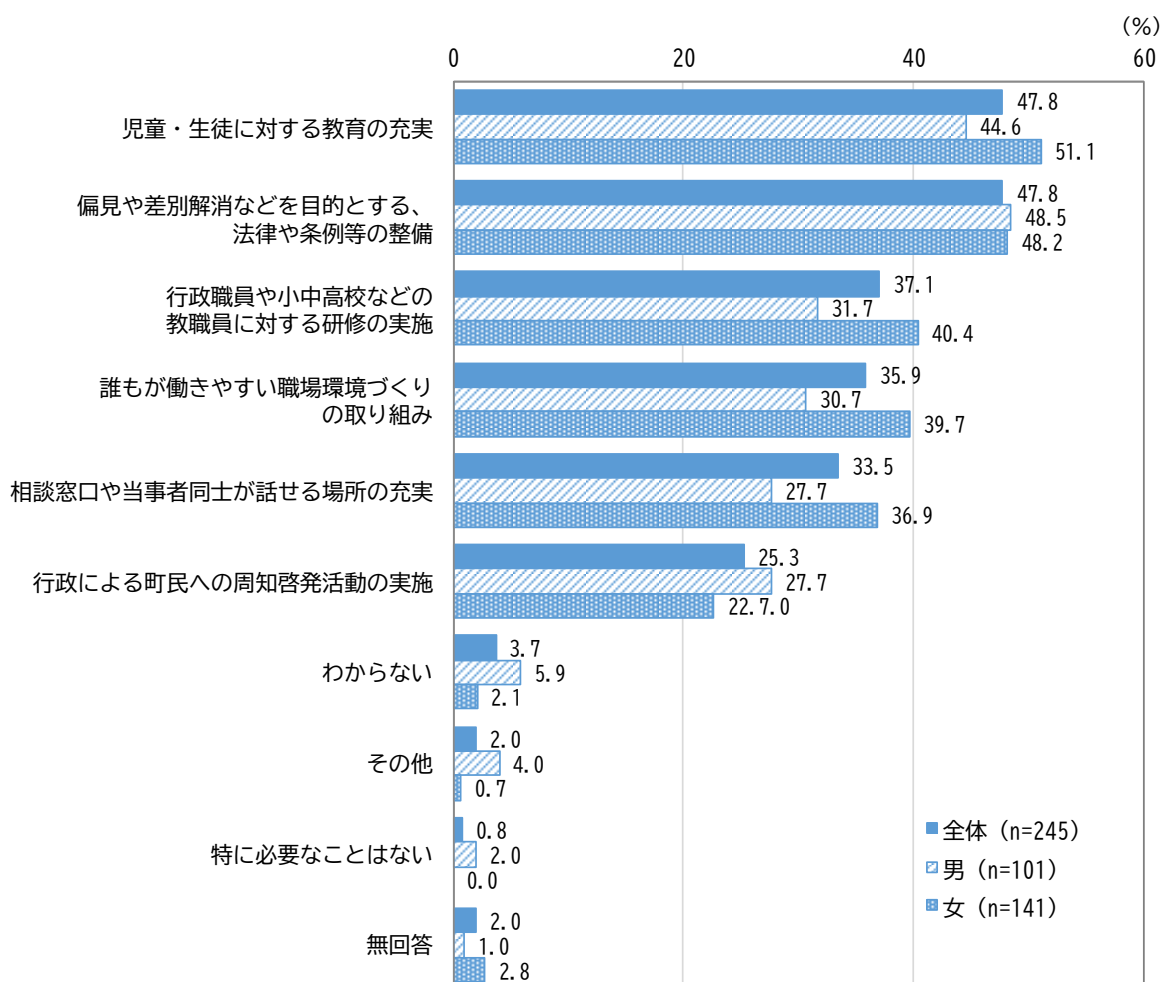


性的少数者が生活しやすい社会実現のための対策

「児童・生徒に対する教育の充実」「偏見や差別解消などを目的とする、法律や条例等の整備」(47.8%)が最も多く、次いで「行政職員や小中高校などの教職員に対する研修の実施」(37.1%)、「誰もが働きやすい職場環境づくりの取り組み」(35.9%)となっています。

男女別に見ると、「相談窓口や当事者同士が話せる場所の充実」は女性が36.9%となっており、男性より9.2ポイント、「誰もが働きやすい職場環境づくりの取り組み」は女性が39.7%となっており、男性を9.0ポイント、「行政職員や小中高校などの教職員に対する研修の実施」は女性が40.4%となっており、男性を8.7ポイント上回っています。

図表 2-2 3 性的少数者(LGBTQ)が生活しづらいと思う理由(性別)



Ⅲ 課題

1. 男女平等の意識

調査結果から見ると、男女の役割を決めるような考え方に対し、「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」が85%以上と高くなっており、固定的性別役割分担意識は解消されつつあります。一方で、家庭における役割分担では、すべての項目で「主として妻」（「該当なし」を除く）が担当する割合が最も高くなっており、意識と実際とに乖離がみられています。意識はしても実際の日常生活では、男女平等に対する行動がなかなかとれない状況を表しているのではないかと考えられます。

また、各分野での男女の地位については、すべての項目で男性は女性と比較して「平等である」と回答する割合が高くなっており、男女の認識に差がみられることがわかります。男女のポイント差が一番少ないのは「職場」についてで、差は男性が9.0ポイント上回っています。一番男女の差が大きいのは「法律・制度上」で男性が35.8ポイント上回っています。女性たちは、職場ではある程度、男女不平等が正されてきたことを感じながらも、その他の分野、特に法律、制度上についてはまだまだ男性の方が優遇されていると感じており、男性との意識の差があるということです。

さらに、政治、法律、地域活動においては、全国の結果と比べると「わからない」と答えた割合が高くなっています。家庭生活や職場においては、自身の日常生活と関わりが深く、男女平等について意識をする傾向が強くなりますが、自身と関わりが浅いと考えられる分野では意識が低くなってしまいうようです。政治や制度上についてはなじみが薄く「あまり考えていない」、しきたり、社会通念、自治会など地域活動に関しては「今までこうしてきたから」と、男女平等について考えることがあまりないのではないのでしょうか。

男女共同参画を推進していくためには、意識と実際の乖離、男女の意識の差、自身と関わりが浅い分野にも男女平等の意識を持つ、この3つのポイントが重要です。あらゆる分野において男女平等を意識し、日常生活の中で実際に行動に移し、意識と実際の乖離を埋めていくことが大切です。今以上に男女共同参画社会についての啓発が必要なのはもちろんですが、政治・法律などの分野について「自分ごと」と考えて生活できるようになる機会の提供、地域活動について男女ともに参加しより良い地域にしていこうと進んでいけるような施策が重要であるということです。

2. 女性登用

市区町村女性参画状況見える化マップ（内閣府）によると、大野町議会議員に占める女性の割合は2017年度から2021年度で約2割から3割で推移しています。これは、全国も市区別平均値と比較してやや高い値です。公務員の管理職に占める女性の割合は約1割から2割で推移し公務員の係長相当職に占める女性の割合は約3割から4割の数値で推移しています。全国の市区別平均値と比較すると、公務員の管理職に占める女性の割合は、2017年度から2019年度まではやや低い値でしたが2020年度、2021年度はやや高い状況になっています。それと公務員の係長相当職に占める女性の割合は2019年度から2021年度にかけて全国よりやや高い値になっています。

女性登用の状況は、全国と比べて近年やや高い状況になってきていると言えます。公務員や町議会の状況だけではありませんが、調査結果では「男女の地位が平等であるか」の問いに対し、「平等である」と答えた男女の差が一番小さかったのは「職場」についてであったことから職場での女性登用、男女平等の意識と実践が進んでいると考えられます。この男女平等の意識、女性登用を進める機運を職場（仕事）以外の分野にも広げていかなければなりません。

3. 仕事

全国との比較では、「育児に対する配偶者との役割分担」について「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分と配偶者で半分ずつ分担」「外部サービスを利用しながら、それ以外は自分のほうが配偶者より多く分担」「外部サービスを利用しながら、それ以外は配偶者のほうが自分より多く分担」を選んだ割合が多くなっているのが特徴です。また、アンケートの「男女共同参画社会実現のために何をすべきだと思いますか」の問いに対して、「育児、介護などに対する負担を軽減するような施設・サービスを充実する」を選んだ人の割合が上位に入っています。また、男女共同参画に関する用語の周知度では、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」について全国よりも周知度が高くなっています。男女どちらもが、仕事や家庭生活、地域活動などを両立させることを考え、そのためには、積極的に外部の手を借りて行くことも必要だとする意識が表れています。

しかし、ここでも男女の意識の違いがあると思われる。職場で女性が不利益を被ることがあると答えた人にその具体的内容を聞いた設問では、「教育、研修を受ける機会が少ない」と答えた人が男性では3.2%だったのに対し、女性は18.2%と15.0ポイント女性のほうが上回っています。

さらに、男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加促進については、男女ともに「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっていますが、次の設問では男女の回答に差があります。ひとつ目は「男性が子育てに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」で男性が41.2%だったのに対し女性は60.8%で19.6ポイント上回っています。ふたつ目は、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担などについて、当事者の考え方を尊重すること」が男性は29.7%に対して女性は45.9%と女性の方が16.2ポイント上回っています。

男女どちらもがワークライフバランス、仕事と家庭生活、地域での活動、個人としての活動の両立をはかりお互いに尊重し合う生活を送りたいと考えていることは事実ですが、その意識には差が出てしまっています。しかし、調査結果からわかるように外部の手を積極的に借りることも必要だとする考えが共通していることも事実です。そこに全ての町民がワークライフバランスを実現していくきっかけがあると考えます。男女の意識の差を埋める啓発活動、外部の手を借りやすくする手段など様々な施策がこれから必要になってくるといえます。

4. DV、ハラスメント、LGBTQ

あらゆる暴力、ハラスメント（嫌がらせ・人を困らせること）は全ての男女、子ども・大人・お年寄りにとって絶対に許してはならないものです。男女共同参画社会を実現するためにも根絶すべきものです。

まず、DV（ドメスティックバイオレンス）について「最近5年間にあなたは恋人や配偶者から、身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けたことがありますか」という問いに対して全体では「経験しなかった」（88.3%）が最も多くなっています。男女別で見ると「経験しなかった」と答えた男性が92.6%で女性よりも7.5ポイント上回っています。また、「経験した」と答えた人にその内容を問う設問では、「精神的暴力」（88.6%）が最も多くなっています。そして、それを誰（どこ）かに相談しなかった人にその理由を尋ねた設問には「相談しても無駄だと思ったから」（45.5%）が最も多く、次いで「相談するほどのことではないと思ったから」（27.3%）となっています。特に男性では「相談しても無駄だと思ったから」が57.1%と女性より32.1ポイント上回っています。また、「世間体が悪いと思ったから」、「誰（どこ）に相談していいのかわからなかったから」が男性で高くなっているのも特徴です。

精神的な暴力は、体格や腕力、年齢の差は関係なく危害を加えることができる種類の暴力であることから男女ともにいつでも被害者になってしまう可能性をもっており、身体に傷を負うような暴力ではなくとも精神に負わされた傷は深く、その相談や解決に向けて行動する心までも挫けさせてしまう結果になります。

男女共同参画に関する用語の周知度について全国との比較では、「配偶者などからの暴力DV」について、全国よりも認知度が高くなっています。認知度の高い状態の今こそ、DVを許さない姿勢を持ち、被害にあってしまった方々がどうせ無駄だと解決をあきらめるのではなく、様々な相談機関・相談方法、相談できる社会の雰囲気醸成していく施策が必要です。

次にハラスメントについては、調査結果によると全体で「経験しなかった」が58.3%と約6割を占めていますが、「1度だけ経験した」「時々経験した」「何度も繰り返し経験した」を合わせた「経験した」は約4割になっています。男女別にみると「時々経験した」が男性は31.1%で女性の22.1%よりも9.0ポイント上回っています。また、受けたハラスメントの内容については全体で「パワーハラスメント」（86.6%）と最も多くなっていますが、男性のほうが7.2ポイント上回っています。また、「セクシャルハラスメント」と答えた女性は45.5%で男性よりも34.7ポイント上回っています。受けたハラスメントの内容に男女差が見られますが、男女ともに何かしらのハラスメントを受けた経験がある人が約4割いて、自分の周りで起きていることなのだと自覚し日常生活の全てで起こり得ることとして様々な場所での啓発や教育を実施していくことが大切です。

性的少数者（LGBTQ）への偏見や差別に関する設問では現在の社会には性的少数者（LGBTQ）に対する差別や偏見などがあり生活しづらいと思うかの問いに対して男女別に見てみると「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた“思う”が女性のほうが77.9%と男性より9.6ポイント高くなっています。生活しづらいと答えた方にその理由を尋ねた質問では男女とも回答が多くその差があまりなかったのは「行政機関等の相談・支援体制が不十分であるから」でした。それと、性的少数者（LGBTQ）の方々にとって偏見や差別をなくし生活しやすい社会を実現するために必要な対策を尋ねた設問では「偏見や差別解消などを目的とする、法律や条例等の整備」と答えた方はこちらも男女とも回答が多くその差があまりありませんでした。

最後に調査結果から、DV（ドメスティックバイオレンス）について、男性の回答では「相談しても

無駄だと思ったから」「世間体が悪いと思ったから」「誰（どこ）に相談していいのかわからなかったから」と答えた人の割合が女性より高くなっていました。

性的少数者への偏見や差別に関する設問では生活しづらいと答える人の割合は女性のほうが多いですが、生活しづらい理由として「行政機関等の相談・支援体制が不十分であるから」と答えた割合と生活しやすい社会を実現するために必要な対策として「偏見や差別解消などを目的とする、法律や条例等の整備」と答えた方はこちらも男女とも高くなっていることがわかりました。

生活しづらさを感じているのは女性の方が多いようですが、実際にDVなどの被害にあってしまうと「相談しても無駄」だと相談や支援を受ける行動ができないでいる男性が多いという状況です。しかし男女共通してその不十分さから「偏見や差別解消などを目的とする、法律や条例等の整備」を求める声が多いこともわかりました。

誰もが生活しづらさを感じることなく、万が一ハラスメントやDVの被害にあってしまった時は当然のこととして相談や支援を受けられる、また差別や偏見を許さないという姿勢を育む法律や条例等の整備が望まれています。男女共同参画社会を実現するために大野町では何ができるのかの答えのひとつではないでしょうか。

第3章 プランの基本的な考え方

I プランの基本目標

ひとひと 女と男が認め合い、 支え合う社会をめざして

第2次プランでは、「男女共同参画社会基本法」の目的を踏まえ、男女共同参画社会を実現するために大切にしたい基本的な視点を以下の①から③のとおりとし、取組を進めてきました。今回策定した第3次プランにおいては、この基本的な視点到④を加え、引き続き基本目標の達成に向けて各施策に取り組みます。

- ①男性と女性、子どもと高齢者、また障がいを持つ人や外国人など、様々な人の人権を尊重すること。
- ②ジェンダーに敏感な視点を幼児期からの教育において養うとともに、固定的性別役割分担意識を解消し、男女を問わず、多様な生き方ができ、一人ひとりの個性や能力による自分らしい自立した生活が送れる社会環境を作ること。
- ③職場、家庭、地域におけるコミュニケーション不足がみられる中、男女をはじめ、高齢者と若者、町民と行政など、様々な立場でのパートナーシップを確立できる社会をつくること。
- ④あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り込み、SDGsで掲げられているゴール「5.ジェンダー平等を実現しよう」の達成のために、誰一人取り残さない包括的で持続可能な活力ある社会を実現すること。

Ⅱ プランの重点目標

基本目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会実現のための意識づくり

男女がともに参画できる社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）といった人々の意識や認識を変えていく必要があります。

学校等の教育現場や家庭や地域における教育機会の充実を図り、すべての年代を対象として男女共同参画意識を高めていきます。さらに、多様な性や生き方を認め合い、すべての町民の人権が尊重される社会を実現するために、啓発・教育活動の推進を図ります。

基本目標Ⅱ 男女がともに充実した職業生活を送ることができる環境づくり

誰もが自分の個性と能力を発揮し、活躍できる社会をつくることは、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。

男女がともに、多様なライフスタイルやニーズに応じた柔軟な働き方の実現のため、職場環境整備を支援していきます。また、仕事だけでなく家事・育児・介護などを両立できるよう支援していきます。

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる地域社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、地域社会においても、男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、能力や個性を発揮することが必要です。

政策・方針決定の場や地域活動への女性の参画促進し、互いに支え合う地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせるまちづくり

男女が生涯を通じて健やかに、安心して暮らすことができることは、男女共同参画に重要な視点の一つです。

健康で充実した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを支援していきます。また、DV（ドメスティックバイオレンス）やハラスメントといった相手の人権を無視した行為の根絶や、防災や災害時における支援体制の強化を行い、だれもが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

Ⅲ プランの体系

基本目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会実現のための意識づくり	
1 男女共同参画の意識の普及・啓発	(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動 (2) 性別による固定的な役割分担意識の解消に関する啓発の推進
2 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実	(1) 男女平等の視点に立った保育・学校教育の推進 (2) 地域・家庭における多様な生涯学習機会の充実
3 人権を尊重する意識の確立	(1) 多様な性や生き方を認め合う教育の推進 (2) 男女平等の視点に立った人権教育の推進
基本目標Ⅱ 男女がともに充実した職業生活を送ることができる環境づくり	
1 就労の場における男女共同参画の推進	(1) 男女の均等な雇用機会の確保と推進 (2) 能力発揮できる職場環境づくりの推進 (3) 家族就労の労働環境の整備
2 多様なライフスタイルに対応した働き方の推進	(1) 仕事と家庭・地域活動の両立支援 (2) 子育てと仕事の両立支援 (3) 介護と仕事の両立支援
基本目標Ⅲ 男女がともに活躍できる地域社会づくり	
1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 審議会、委員会等への女性登用促進 (2) 女性の人材発掘と情報の提供
2 地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動等への参加促進 (2) 各種団体の活性化推進
3 国際化社会への環境整備	(1) 国際理解のための教育の推進 (2) 在住外国人との交流と共生
基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせるまちづくり	
1 あらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進 (2) 暴力の発見・通報のための環境づくり (3) 安心して相談できる体制の整備 (4) 被害者の安全な保護と自立支援体制づくり
2 生涯を通じた健康の保持と生きがいの促進	(1) ライフステージに応じた健康づくりや生きがいづくりへの支援 (2) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進 (3) 不妊・母子保健・親子の健康支援
3 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 誰もが安心できる避難生活の支援 (2) 災害対応力の強化

第4章 プランの内容

I. 男女がともに参画できる社会実現のための意識づくり

1. 男女共同参画の意識の普及・啓発

(1) 男女共同参画意識を高める啓発活動

町民の男女共同参画意識を高めるために、広報紙やホームページなどあらゆる媒体や機会を有効に活用し広報・啓発活動を実施します。

具体的施策	担当課
① 男女共同参画に関する情報提供 男女共同参画に関する情報を広報誌やホームページで提供する。また、図書館においては、各種情報資料の収集や関連図書の充実を図り、町民への意識啓発に努めます。	総務課 生涯学習課
② 町民の意識調査と研究の実施 男女共同参画に関する意識調査をすることにより、現状把握をし、その調査結果の情報提供をします。それに基づいて、各種施策の検討を行います。	総務課
③ 庁内推進組織の推進体制の充実 プランの総合的かつ効果的な推進を図るため、プラン推進委員会等の役割を明確にし、推進状況や問題点の把握に取り組み、適切な進捗管理を行います。	総務課
④ プラン推進のための職員研修の充実 プラン推進に向け、職員の意識改革・人材育成を目的とした研修の充実を図ります。	総務課
⑤ 特定事業主行動計画(注)の推進 特定事業主行動計画について定期的に見直しを行い、周知・啓発活動を推進します。	総務課
⑥ 男女共同参画推進に向けた条例制定への取り組み 男女共同参画社会基本法を踏まえ、男女共同参画社会実現を目指すための条例等の制定に向けて取り組みます。	総務課

(注)特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずべき措置の内容を記載しています。

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消に関する啓発の推進

アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)に気づき、固定的な役割分担意識の解消を図るため、啓発活動を進めるとともに男女共同参画や人権に関する学習会・勉強会を開催します。

具体的施策	担当課
① 男女共同参画に関する研修会の開催 町民を対象としたセミナーや講演会を開催するとともに、開催時間帯・開催場所等の多様化を図ります。	総務課 生涯学習課
② 男女共同参画に関する情報提供(再掲) 男女共同参画に関する情報を広報誌やホームページで提供する。また、図書館においては、各種情報資料の収集や関連図書の充実を図り、町民への意識啓発に努めます。	総務課 生涯学習課

2. 個人の能力が発揮できる教育・学習の充実

(1) 男女平等の視点に立った保育・学校教育の推進

子どもたちが男女共同参画意識を身につけ、行動できるよう、男女の性を踏まえた上で、一人ひとりをもつ個性や能力を発揮できる教育環境を進めます。

具体的施策	担当課
① 教職員研修の充実 教職員等を対象とした研修会やセミナー等の情報提供をし、研修機会の充実を図ります。	学校教育課
② 性別にとらわれない教育の推進 小中学校やこども園で導入している男女混合名簿を継続し、性別にとらわれない教育の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課
③ 教育相談の充実 一人ひとりの個性・特性に応じた教育指導や保護者の子育ての不安解消ができるよう、子どもの教育に関する総合的な情報の提供及び相談活動の充実を努めます。	学校教育課 子育て支援課
④ 人権意識の醸成 子どもの時から、人権に対する認識を深めるため、学校教育の中で発達段階に応じて、人権に関する作文や習字のコンテストへの参加を促進します。	学校教育課

(2) 地域・家庭における多様な生涯学習機会の充実

あらゆる年齢層の町民が、地域や家庭内で男女共同参画について考える機会を得られるよう、様々な学習の場を確保し、多様な生涯学習環境づくりを推進します。

具体的施策	担当課
① 各種生涯学習事業の充実 年代を問わず、誰もが気軽に学習できる教室や講座・セミナー・クラブ・サークル等の各講座の充実を図り、一人ひとりに合った生きがいづくりを支援します。	生涯学習課
② 家庭教育学級の実施 小学生の親を対象に、子育てに関する学習や家庭の中でのジェンダーに敏感な視点を取り入れた教育などを実施し、男女共同参画の意識啓発を推進します。	生涯学習課

3. 人権を尊重する意識の確立

(1) 多様な性や生き方を認め合う教育の推進

性の多様性や性的少数者(セクシャル・マイノリティ、LGBTQ等)の人たちが、周囲の人たちの差別や偏見などにより苦しむことがないように、多様な性のあり方について理解を深め、互いに認め合うことができる社会の構築に努めます。

具体的施策	担当課
① 性の多様性への理解促進 「性の多様性(ダイバーシティ)」に関する情報収集を行い、知識や理解を深めるための情報を広報誌やホームページで提供します。	総務課
② 性別にとらわれない教育の推進 小中学校やこども園で導入している男女混合名簿を継続し、性別にとらわれない教育の推進に努めます。	学校教育課 子育て支援課
③ 相談体制の充実 毎週火曜日に実施している「心配ごと相談」や、人権週間等を実施している「困りごと相談所」「健康相談」の充実を図り、心配ごと相談や人権相談等の相談員との連携を図ります。	保健センター 福祉課 環境生活課 (社会福祉協議会)

(2) 男女平等の視点に立った人権教育の推進

女性の人権をはじめとする各種人権課題に対して、自分で考えて行動できる町民の意識づくりのため、人権啓発及び人権教育を推進します。

具体的施策	担当課
① HIV／エイズ・性感染症に関する認識と理解の促進 国や関係機関(保健所等)による情報提供、学習機会の充実により、正しい認識と理解を深め、性と生殖に関する健康・権利の視点(注)から普及啓発を行います。	保健センター
② 人権講座の実施 人権に対する正しい知識と認識を深められるよう、社会教育の中で、人権の尊重に関する講座を実施します。	環境生活課 生涯学習課
③ 薬物乱用防止の推進 青少年の健全育成・社会を明るくする運動の一環として、薬物乱用の恐ろしさについて啓発するとともに、警察・保健所等の関係機関との連携強化により、薬物乱用の防止に努めます。	学校教育課 生涯学習課 総務課

(注)性と生殖に関する健康・権利の視点

リプロダクティブ・ヘルス、ライツともいう。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題にはいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、こどもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

II. 男女がともに充実した職業生活を送ることができる環境づくり

1. 就労の場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な雇用機会の確保と推進

男女雇用機会均等法など法令の周知を図り、雇用等において男女格差が是正されるよう事業者などに働きかけます。

具体的施策	担当課
① 法や制度、助成や奨励金制度等の周知・啓発 国・県・関係機関との連携を図りながら、各種法令の趣旨を、事業所には助成や奨励金制度を広報誌やポスター等により周知し、適切な運用を働きかけることにより、労働環境・雇用条件の向上を図ります。	まちづくり推進課 総務課
② 雇用・昇進・昇格に対する男女間格差の是正や見直しの推進 雇用・昇進・昇格についての従前の慣行を見直しし、適正な登用推進に努めるよう事業主への啓発を行います。	まちづくり推進課 総務課

(2) 能力発揮できる職場環境づくりの推進

労働者が性別により差別されることなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。また、結婚、出産、育児等で離職した女性が経験を活かして働くことができるよう支援するなど、女性が安心して職業生活を送ることができる環境の整備に努めます。

具体的施策	担当課
<p>① 就労への支援</p> <p>就業するにあたり、資格取得及び技術習得を必要とする人のために、職業訓練制度や雇用状況、資格取得情報等を、各関係機関と連携を図りながら情報提供し、就労への支援をします。</p> <p>生計中心者が失業となった世帯に対する離職者支援資金貸付制度等、各種生活福祉資金貸付制度を有効活用するための情報提供をし、周知啓発に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課 福祉課 (社会福祉協議会)</p>
<p>② 職業能力開発への支援</p> <p>再就職をめざすなど就労意欲のある女性の能力開発と必要な技術向上のための学習機会の充実に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課</p>

(3) 家族就労の労働環境の整備

男女共同参画と農業経営の改善を一体的に推進する家族経営協定についての理解や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進を図ります。

具体的施策	担当課
<p>① 家族就労者(農業従事者)の環境改善</p> <p>農業の担い手である女性の地位・待遇改善のため「家族経営協定制度」の普及(目標10世帯締結)や、「認定農業者」「女性農業経営アドバイザー」の育成を図ります。</p>	<p>農林課</p>
<p>② 家族就労者の問題解消</p> <p>家族従業者として働く女性の状況や問題点の把握に努めます。</p>	<p>農林課</p>
<p>③ 女性の起業への啓発と情報提供</p> <p>女性自営業者、女性起業家への各種情報の収集と提供をし、啓発と支援活動に努めます。</p>	<p>まちづくり推進課 (商工会)</p>

2. 多様なライフスタイルに対応した働き方の推進

(1) 仕事と家庭・地域活動の両立支援

個人・家庭・地域・仕事など一人ひとりが営む生活を大切にできるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するとともに、男性の育児休業取得の促進や、育児、介護などへの参加に対する意識の醸成に向けての取り組みを推進していきます。

具体的施策	担当課
① 保育サービスの充実 育児と仕事の両立を支援するため、保育サービスの充実を図ります。また、多様化する就業形態や保育ニーズに対応するため、一時的保育、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課 各こども園
② 子育て支援センター事業の充実 保育士・保健師による育児不安の相談指導や保育園の園庭開放、サークル支援等により、子育てをするための環境づくりを推進します。	子育て支援課 各こども園
③ 子育てに関する苦情解決事業の充実 苦情解決委員等を設置し、携帯電話やパソコン等のインターネットツールを活用し、子育てに関する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 各こども園
④ 育児・介護休業制度の周知と取得啓発の促進 育児・介護休業制度(注)を広報誌等で周知し、男女がともに取得することの重要性についても啓発に努めます。	まちづくり推進課 総務課
⑤ 多様な就業形態の導入促進 在宅型勤務形態やフレックスタイム勤務等新しい就業形態の導入促進を図ります。	まちづくり推進課 総務課 学校教育課
⑥ 総合的な学習への参加促進 小中学校の総合的な学習の中で、米づくりや野菜作り、地域の歴史や文化の伝承等男女・年齢を問わず、地域の方々が指導に当たり、交流・ふれあいを深めます。	学校教育課
⑦ 働く女性に対応した保育や介護の環境整備 女性が安心して働くための、仕事と育児や介護の両立が可能な環境整備を図ります。	子育て支援課

(注)育児・介護休業制度

「育児休業制度」とは、1歳未満の子どもを持つ従業員の養育を目的とした休業制度のことを指します。「介護休業制度」とは、要介護状態になった家族を介護する目的の休業のこと。2021年6月に育児・介護休業法が改正され、男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われた。

(2) 子育てと仕事の両立支援

多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、保育サービスの充実に努めるとともに、経済的支援や相談窓口の充実を図るなど、子育て支援策を充実していきます。

具体的施策	担当課
① 子育てに関する情報提供 保育サービス、子育て支援事業等に関する情報を、広報紙やホームページ等で提供し、周知を図ります。	子育て支援課 総務課
② 子育てしやすい環境整備 子ども連れの親に配慮した公共施設や、親子が安心して遊べる公園等の充実に努めます。	建設課 子育て支援課
③ 子育て家庭の負担の軽減 安心して子どもを産み育てることができるように、乳幼児医療(就学前)の助成事業や、医療費無料化、児童手当の支給により子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	住民課 子育て支援課
④ 乳幼児健診等の機会の拡充 発達段階に対応した乳幼児健康診査の、機会の拡充を図ります。	保健センター
⑤ 放課後クラブの充実 核家族化の中、夫婦共働きで留守家庭となる子どもを対象に、子育ての支援を行います。	学校教育課
⑥ 事業主・パートタイム労働者等への情報提供 不安定な労働条件下にあるパートタイム労働者などの問題についてのセミナー等(岐阜労働局・21世紀職業財団等による)の情報提供・パートタイム労働法等の法や制度の周知・啓発に努めます。	まちづくり推進課

(3) 介護と仕事の両立支援

介護によって離職せざるをえない状況にならないように、家庭内において、女性だけではなく、男性も積極的に介護に関われるような環境づくりに努めるとともに、介護保険サービス等を利用した介護者支援の充実を図ります。

具体的施策	担当課
<p>① 家族介護支援サービスの充実</p> <p>介護する人のために、介護方法や介護予防、介護者の健康管理等について、知識・技術を習得させる家族介護教室を開催します。</p> <p>介護している家族に対し、介護から一時的に解放し、介護者相互の交流の場を設け、リフレッシュを図ります。</p>	福祉課 (地域包括支援センター)
<p>② 介護給付対象者へのサービスの充実</p> <p>介護保険対象者が、必要なサービスをスムーズに十分利用できるような環境づくりを進めます。</p>	福祉課 (地域包括支援センター)

III. 男女がともに活躍できる地域社会づくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(1) 審議会、委員会等への女性登用促進

女性が政治や社会の政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要なことから、審議会、委員会等の政策や方針決定過程の場に女性が参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的施策	担当課
① 女性委員の登用状況調査及び公表 女性委員の登用状況を定期的に調査し、女性委員の登用を推進します。	総務課
② 審議会委員等への女性登用目標値の設定 各種審議会等への女性委員の登用を積極的に進め、女性登用率30%以上を維持します。また、女性あるいは男性委員が一人もいない委員会等の解消に努めます。	関係各課
③ 審議会等委員の兼務数の制限 幅広い町民が町政へ参画するために、委員の兼務を見直します。	関係各課

(2) 女性の人材発掘と情報の提供

町における女性職員の管理職への積極的な登用を図るとともに、職員のキャリア開発や人材育成を進めます。

具体的施策	担当課
① 町行政における管理職への女性登用の促進 町における女性管理職の登用状況を定期的に把握し、その能力を発揮できるよう適正な配置に努めます。	総務課
② 人材育成の充実 各種講座、セミナーなどの開催情報・学習体験機会の場を提供し、人材支援の充実を図ります。	関係各課

2. 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域活動等への参加促進

性別にかかわらず、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となるよう、地域活動や住民活動への参加について啓発するとともに、男女がともに地域活動等で活躍できる機会づくりを進めます。

具体的施策	担当課
① 地域保育センター活動の推進 地域住民(親・祖父母含む)が各保育園児等と、遊びや学習を通して、地域ぐるみの交流やふれあいを深めます。	子育て支援課 各こども園
② 各地区の方針決定への女性参加の促進 生活に密着した身近な諸問題について、話し合いや方針を決定する場に女性が加わり(女性役員の設置等)、男女がともに参画する地域活動ができるよう意識啓発を図ります。	総務課
③ 子育て支援ボランティア等の推進 現在、大野町が実施している保育士・保健師や母子推進員による子育て支援サービスを、子育て経験者等によるボランティア団体活動として実施できるよう、推進します。	保健センター

(2) 各種団体の活性化推進

男女がともに地域で能力が発揮できるよう、ボランティア活動に関する情報提供と、活動の活性化を図ります。

具体的施策	担当課
① 地域活動団体の活性化推進 NPO等の地域活動団体(ボランティア団体含む)についての情報提供をし、誰もが参加できる団体活動の活性化を図ります。	総務課 (社会福祉協議会) 関係各課
② 交通安全女性連絡協議会の育成・支援 町交通安全女性連絡協議会の育成・支援を行い、町民の自主的な交通安全運動の活性化を図ります。	総務課
③ 各種団体のネットワークの整備 各種団体の相互交流や行政とのパートナーシップを深め、活動の活性化を支援します。また、ボランティアしたい人とボランティア要望者との調整会議の充実を図ります。	関係各課 (社会福祉協議会)
④ 男女の視点を生かした環境作りの推進 各種の計画・設計づくりの際には、男性の視点だけでなく、女性の視点や発想、感性などを積極的に取り入れ、誰もが安全で暮らしやすい環境づくりを目指します。	関係各課

3. 国際化社会への環境整備

(1) 国際理解のための教育の推進

国際社会の対応できる人材育成のため、国際理解のための学習機会を充実させます。また、世界各地での女性が置かれている現状について学習する機会を設けます。

具体的施策	担当課
① 中学生国際教育交流事業の推進 カナダへ中学生を派遣する国際教育交流事業を通して、グローバル(注)な視点で異文化に対する理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。	学校教育課
② 外国青年招致事業の推進 国際交流員や外国語指導助手の協力により、国際理解のための学習機会の充実に努めます。	学校教育課
③ 国際交流事業の推進 文化・教育・スポーツ等を通じた国際交流事業を推進することにより、異なった価値観や文化を尊重する幅広い視野での相互理解に努めます。	政策財政課

(2) 在住外国人との交流と共生

在住の外国人との交流を図るとともに、あらゆる人々が住みやすい環境づくりに努めます。

具体的施策	担当課
① 在住外国人への情報提供 外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進し、生活関連情報の提供に努めます。	福祉課 住民課
② 町内在住外国人との交流促進 町内の在住外国人との交流する機会の拡大に努めます。	政策財政課 学校教育課

(注)グローバル

全世界的な、地球規模のという意味。これからは、全世界的な視野で物事を考えることが求められている。

IV.男女がともに健やかに安心して暮らせるまちづくり

1. あらゆる暴力の根絶

(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進

被害を潜在化させないために、また被害を未然に防止するためにも、ドメスティック・バイオレンス(デートDV含む)やハラスメントなどについての正しい知識を見つけられるよう、幼少期からの教育を推進します。

具体的施策	担当課
① 暴力根絶のための啓発活動の充実 セクシャル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス)、パワー・ハラスメントなど弱者への暴力を根絶するための社会環境づくりに向けて、広報紙やホームページ等を利用して町民への啓発活動を充実します。	総務課 福祉課
② 人権講座の実施(再掲) 人権に対する正しい知識と認識を深められるよう、社会教育の中で、人権の尊重に関する講座を実施します。	環境生活課 生涯学習課
③ 暴力根絶のための教育の充実 セクシャル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス)等について、正しく理解するための知識の習得を幼少期から推進します。	学校教育課

(2) 暴力の発見・通報のための環境づくり

関係機関と連携し、暴力の被害を受けている人を発見した場合の通報体制の整備に努めるなど、あらゆる暴力を根絶する社会づくりを進めます。さらに、学校や地域、関係機関と連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

具体的施策	担当課
① DV等に対する支援体制の充実 DV等、各種苦情相談に対応できるよう、被害者の保護・支援に向けた庁舎内の連携体制を推進するとともに、関係機関との連携を強化します。	総務課 福祉課 学校教育課 住民課
② DV等被害者の早期発見・早期対応 住民基本台帳事務におけるDV等支援措置制度(被害者保護支援のための住民票・戸籍の附票の請求等を制限する制度)の周知、及び関係機関への通報体制を整備します。	住民課

(3) 安心して相談できる体制の整備

DVやハラスメント等で悩んでいる人が、安心して相談できる窓口の充実に努めます。

具体的施策	担当課
① DV等相談窓口の充実 身近なDV等の相談先として、女性や高齢者の総合相談窓口の設置、家庭児童相談やひとり親家庭に関する相談体制の維持、乳幼児健診時等を活用した相談機会を設け相談窓口の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 保健センター
② 男性専用の相談窓口の設置 男性の抱える様々な悩みに対し、「男性が相談してもよい。」という相談に対する考え方を認知・浸透するため男性専用相談窓口の設置に向けて取り組みます。	総務課

(4) 被害者の安全な保護と自立支援体制づくり

関係機関との連携を強化し、被害者の安全確保から自立支援など被害者の実情に応じた切れ目のない支援に取り組みます。

具体的施策	担当課
① 緊急保護・自立支援体制の充実 暴力・虐待等を受け、緊急保護を必要としている者に対しては、関係機関と連携をとり、保護・自立支援体制を整えます。	福祉課 子育て支援課
② 関係機関との連携強化 要保護児童対策地域協議会等を定期的に行い、関係機関と連携して現状の把握を行い、支援体制について協議、調整し、適切な役割分担と連携強化を図ります。	子育て支援課

2. 生涯を通じた健康の保持と生きがいの促進

(1) ライフステージに応じた健康づくりや生きがいづくりへの支援

性別に関わらず、すべての人が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、意識啓発に努めるとともに、健康診査、相談事業、学習機会、助成制度などの充実により、ライフステージに応じた健康づくりを支援し、生きがいづくりを促進します。

具体的施策	担当課
① 高齢者のための生きがいづくりの支援 高齢者を対象とした、多種多様な趣味を生かした教室や地区単位のボランティア活動を開催し、健やかで心豊かな生活が送れるような学習の機会と交流の場の提供に努めます。	福祉課 (社会福祉協議会) 生涯学習課
② 高齢者や障がい者の就労機会の充実 労働能力をもっている高齢者や障がい者に対して、地域に密着した臨時的、短期的な仕事を提供し、社会参画機会の拡充に努めます。	福祉課 まちづくり推進課 (シルバー人材センター)
③ 生活支援サービスの充実 ひとり暮らし高齢者等を対象に実施している、いきいき教室や、家事援助サービス、配食サービスなどの充実を図り、自立生活の助長を目指します。	福祉課 (地域包括支援センター)
④ 自立生活の支援の充実 独居・寝たきり老人の方を訪問し、健康状態の確認や話相手となり、町との連携体制や自立支援の充実に努めます。	福祉課
⑤ 高齢者や障がい者に対する助成の充実 「重度心身障害者」等の福祉医療助成や障害者福祉給付金・重度心身障害老人特別助成金などの経済的支援体制の充実を図ります。	福祉課
⑥ 家族介護者の負担の軽減 ねたきり老人等在宅ふれあい手当や高齢者・障がい者いきいき住宅改善助成事業などの支給により、家族介護者の経済的支援体制の充実に努めます。	福祉課

具体的施策	担当課
⑦ 高齢者・障がい者向けの住宅整備の充実 高齢者・障がい者の方が、暮らしやすく、使いやすい住宅とするため、バリアフリー(注)・リフォーム制度を推進し、環境整備に努めます。	福祉課
⑧ 保健事業の推進 基本健康診査、結核健診、各種がん検診、骨粗鬆症検診等の受診機会体制の充実を図り、町民の自己健康管理の促進に努めます。	保健センター
⑨ 各種健康教育の充実 生活習慣病等を予防するため、各種講座や栄養教室等を開催し、健康づくりに関する知識の普及に努めます。	保健センター
⑩ 健康づくりの機会の充実 高齢者を対象とした「頭の寝たきり予防教室(いきいき教室)」(音楽療法・リズム体操・作品づくり・児童との交流等)や軽スポーツ大会等を開催し、健康づくりの支援をするとともに、交流の場を提供します。	生涯学習課 (各地区公民館)
⑪ 誰でも参加できる機会づくり 誰でも参加できるようなスポーツ大会や教室を開催し、スポーツを楽しむとともに、健康づくりへの機会を提供します。	生涯学習課
⑫ 性教育の充実 男女平等・人権尊重の精神に立ち、性に関する科学的な知識に基づいた生(命の大切さ)と性教育を、学校教育の中で推進していきます。	学校教育課
⑬ 青少年への教育の充実 HIV／エイズ・性感染症を予防する能力や態度を育て、エイズ等に対する不安や偏見を払拭することを目的とした教育の充実を図ります。	学校教育課

(注)バリアフリー

高齢者や障がいを持つ人が、地域の中で社会生活していく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと(フリー)をいう。

(2) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関しては、男女がともに正しい知識をもち、双方がよりよい協力関係を保つことができるよう、啓発活動の充実により子どもから大人まで理解促進を図ります。

具体的施策	担当課
① 心配ごと相談事業の充実 家庭内での問題、人権問題、教育問題、職場・地域での問題等、多種多様な心配ごと、悩みごとに対応できるよう、各分野の専門知識を有する相談員による相談体制の強化を図ります。	福祉課 (社会福祉協議会) 子育て支援課 学校教育課 環境生活課
② 母性保護のための意識啓発 広報誌や各種講座の中で、母性保護の重要性についての意識啓発に努めます。	保健センター

(3) 不妊・母子保健・親子の健康支援

女性の妊娠・出産に際しては、健診などの保健事業を通じて病気の予防に努めるとともに、安心して子どもを産むことができるよう相談支援に努めます。子どもを望みながらも不妊・不育に悩む夫婦に対しては、経済的支援や情報提供に努めます。

具体的施策	担当課
① ひとり親家庭への支援体制の充実 ひとり親家庭などが、安心して健やかに生活できるよう、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、医療費の助成等の経済的支援体制の充実を図ります。また、民生児童委員等による相談体制の充実にも努めます。	学校教育課 福祉課 子育て支援課 住民課
② 母子健康診査等の充実 妊娠、出産、育児に関する理解を深め、健康な赤ちゃんを産み育てるための妊娠期の教室(プレママサロン、パパママサロン)や、成長段階に応じた乳幼児健診サービスの充実を図ります。	保健センター
③ 育児・健康相談の充実 育児相談やふれあい健康相談等の相談体制の充実とともに、子育ては家族で担う必要があることを認識し、子育て不安の解消に努めます。	保健センター

3. 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 誰もが安心できる避難生活の支援

女性だけでなく、子ども、高齢者、外国人、障がい者など誰もが安心して避難所生活を送ることができるよう、様々な立場の視点を取り入れた避難生活への支援に努めます。

具体的施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った避難所運営 プライバシー保護対策をはじめとする男女共同参画の視点に立った避難所運営ができるようマニュアル等の整備を行い、男女がリーダーとして参画できる仕組みをつくりまします。	総務課
② 防災備蓄品等の充実 男女だけでなく、子ども、高齢者、外国人、障がい者のニーズや意見を取り入れた設備や備蓄品の充実を図ります。	総務課

(2) 災害対応力の強化

防災施策については、女性の視点に配慮し、事前の備え、避難所運営、被災者支援等に努めるとともに、地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、リーダーシップを発揮できる女性の人材の育成に努めます。

ジェンダー平等の視点を盛り込んだ避難所開設訓練を行うとともに、自主防災組織へ積極的に女性が参画できるよう働きかけを行います。

具体的施策	担当課
③ 女性防火クラブと地域消防の育成 地域における火災予防・家庭防災等の意識の普及活動や消防・救急法等の知識習得の機会を設け、地域の消防後援隊との連携を図り、「自分達の地域は自分達で守る」という自主的な防災活動を支援し、自主防災組織の整備に努めます。	総務課

第5章 プランの推進

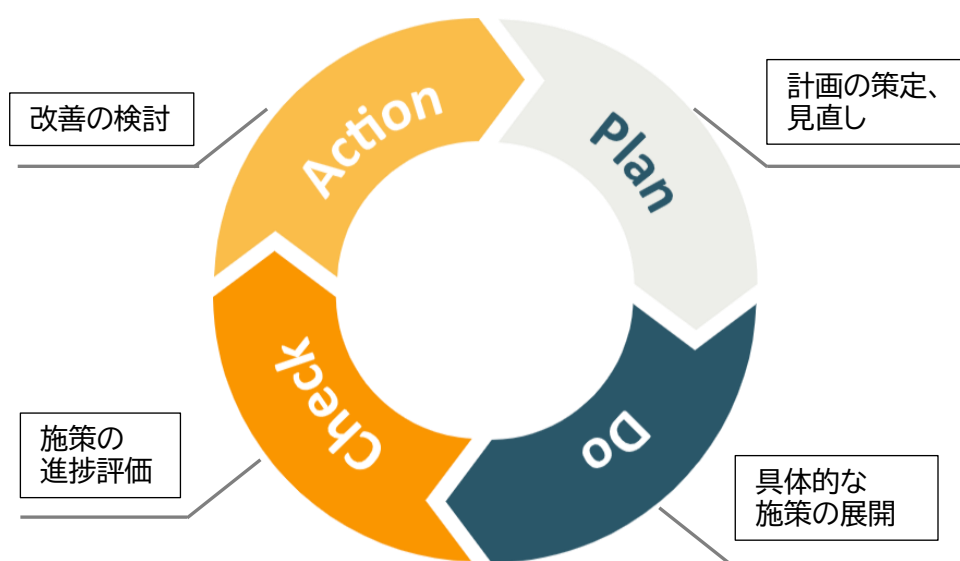
I 評価指標

基本 目標	指標	2022年	2032年
I	パンフレット、広報等による啓発事業の実施(年間)	1回	2回
	「男女共同参画社会」の認知度	61.3%	65.0%
	「男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」と回答する人の割合	85.9%	90.0%
	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	12.3%	15.0%
II	保育所入所待機児童数	0人	0人
	男性公務員の育児休業取得率	0.0%	50.0%
	仕事内容や待遇面で女性であるという理由で男性に比べて不利益を被ることがあると思う人の割合	21.2%	15.0%
	町内の岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	21社	25社
III	審議会等への女性登用率	21.3%	25.0%
	町職員における管理職に占める女性職員の割合(主幹級以上)	22.2%	20%以上を維持
	自治会やPTAなどの地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	24.0%	30.0%
IV	防災会議における女性委員の割合	11.1%	15.0%
	DV防止等に関する啓発回数	1回	2回
	DVを受けたとき相談しなかった、相談しようと思わなかった人の割合	31.4%	25%

II 計画の進行管理

本計画の施策を実効性あるものとして推進していくため、各施策の進捗状況を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策に反映していきます。

また「計画 (PLAN)」「実施 (DO)」「評価 (CHECK)」「改善 (ACTION)」に基づく「PDCA サイクル」を基本に、進行管理を行います。



III 推進体制

1. 庁内の推進体制

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、プラン推進の担当部局の機能向上を図るとともに、男女共同参画に関する取組を関係各課との積極的な連携を図り全庁的な施策推進を行います。また、各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画意識を高く持ち、率先して行動できるよう意識の向上を図ります。

プランに位置づけた施策については、担当部局による事業計画の進捗管理のもと計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価します。

2. 地域と連携した推進

国や県の施策を考慮したうえで、本町の地域特性を生かし町全体で男女共同参画社会の実現を目指したプランの推進を行います。また、広報やホームページ等による啓発を推進し、町民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動ができるよう地域と連携して施策の推進を行います。

第3次男女共同参画プランおおの

発行年月：令和5（2023）年3月

発行・編集：岐阜県大野町 総務課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

TEL：0585-34-1111

FAX：0585-34-2110
